

第八十七回
参議院商工委員会會議録第四号

(1011)

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

二月二十二日

中村 啓二君

補欠選任
増田 盛君

二月二十三日

増田 盛君

補欠選任
中村 啓一君

三月一日

長谷川 信君

補欠選任
内藤三郎君

三月二日

内藤三郎君

補欠選任
長谷川 信君

三月二十二日

大塚 喬君

補欠選任
安永 英雄君

出席者は左のとおり。

委員長

福岡日出磨君

理事

大谷藤之助君
古賀雷四郎君
大森 昭君
安武 洋子君

委員

岩崎 純三君
楠 正俊君
下条進一郎君
真鍋 賢二君
小柳 勇君
森下 昭司君
中尾 辰義君

国務大臣

通商産業大臣

江崎 直澄君

政府委員

通商産業政務次官

中西 一郎君

通商産業大臣官房長

藤原 一郎君

通商産業大臣官房審議官

小松 国男君

通商産業省生活産業局長

原田 稔君

資源エネルギー庁長官

栗原 昭平君

資源エネルギー庁公益事業部長

天谷 直弘君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

説明員

警察庁刑事局捜査第一課長

加藤 晶君

通商産業省立地公害局保安課長

水野 哲君

労働省職業安定局雇用政策課長

白井晋太郎君

本日の会議に付した案件

○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案(内閣提出)

○繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日、大塚喬君が委員を辞任され、その補欠として安永英雄君が選任されました。

○委員長(福岡日出磨君) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

○国務大臣(江崎直澄君) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、生活水準の向上に伴い、ガスバーナー付ふろがま等ガスを多量に消費する機器が普及するとともに、家屋の気密化が進行しているなどの事情を背景といたしまして、ガスの消費家庭におけるガスによる災害は一向に減少の兆しを見せず、その防止が今日大きな社会的課題となっております。

このような情勢に対処するため、政府といたしましては、従来からガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用等、ガスによる災害の防止のために種々の対策を講じているところであります。

しかしながら、ガス消費機器の設置工事の欠陥に係る一酸化炭素中毒等による死傷事故につきましては、都市ガス、液化石油ガスとも、依然として後を絶たない現状にあります。

このため、政府におきましては、通商産業大臣の諮問機関である高圧ガス及び火薬類保安審議会の一昨年八月の答申、液化石油ガス消費者保安体制のあり方及び資源エネルギー庁長官のもとで開催されたガス事業大都市対策調査会における各界有識者の御意見を踏まえ、ガス消費機器の設置工事に関する対策について検討を進めてまいりました。

たが、今般、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による保安規制を補完、充実するものとして、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、この法律の適用対象となる特定工事についてであります。

この法律においては、ガスバーナー付ふろがま等、構造や使用状況等から見て設置または変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる特定ガス消費機器の設置または変更の工事等を特定工事としております。

第二は、特定工事を実施する者として行う特定工事業者の義務についてであります。

特定工事業者には、特定工事を実施するときには、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に当該特定工事を実地に監督させ、またはその資格を有する特定工事業者がみずから実地に監督すること及び特定工事を実施したときは、氏名、施工年月日等を記載した表示を付すことを義務づけております。

第三は、ガス消費機器設置工事監督者の資格についてであります。

ガス消費機器設置工事監督者の資格は、通商産業大臣またはその指定する者が行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者、液化石油ガス設備士又は通商産業大臣がこれらの者と同等以上の知識及び技能を有していると認めた者であることとしております。

第四は、ガス消費機器設置工事監督者の義務についてであります。

ガス消費機器設置工事監督者については、一定期間ごとに、通商産業大臣またはその指定する者が行う講習を受けること及び特定工事を実地に監督し、またはみずから特定工事を行うときは、そ

てしまいます。そういうことになつてはならない
ということをしきりに実は考え、また省エネルギー・省資源対策推進会議にもそのことをやかまし
く主張しておるわけなんです。もとより、政府とし
てもこのエネルギー節約については真剣に取り
組んでおるわけですが、いまお話にありましたよう
に、景気をどう持続させるかということに焦点を
当てますと、やはり大口規制をするということ
は直ちに生産の低下を招きますし、景気を持続さ
せることには急激に影響を与えます。一方、これ
とまた一体の関係で、ここの大きな政治課題で
ある雇用の安定をどう確保するか。この政治課題
も怪しくなつてしまふということ、大口需要者
には石炭の混焼であるとかそのほかの面で節約に
は十分協力してもらふ。これは大いに協力して
もらふ。しかし、規制はしないと、こういうこと
で臨んでおるわけでありまふ。

このことは前回も申し上げましたので繰り
返しはいたしません、おおむね前年同期よりも
やや上回るだけの入荷量があったということ、四
月・六月ですね、四月・六月もおおむね昨年と同じ量
の入荷見込みがあるということなどにおいて決意
をしたわけでありまふ。したがって、御指摘のよ
うに、国民的協力をどう実効を上げるかという点
に問題がかかつておるわけでありまふ。本来、き
ょうからこも暖房はストップと、こういう前提
にあるわけでありまふ、北海道とか東北とか寒冷
地帯を除きましては、そういうこともまず官庁か
ら厳守してかからなければならぬというふう
に思っております。

さてそこで、サマータム制とか週休二日の問
題であります、これはただエネルギー節約とい
う面だけから議論をいたしても、なかなかこ
れは行政全般——それぞれの機関に關係すること
でありまふので、私ひとりのよくするところ
ではありません。しかし、われわれ通産省の側とし
ては一致してできればサマータム、これは節約
面では週休二日制ほどの大きな効果はありま
せんが、国民に節約を呼びかける一種のムー
ドづくり

にはなる。もとより、節約にもなるわけであり
ますが、そういう心理的影響を重視して一つの方
向として打ち出しておるわけでありまふ。

それから、週休二日制については、これはもう
かねてから関係省庁の連絡会議等においても検討
が進められてきておる問題であります。東京サミ
ットが六月下旬開かれるわけですが、あのサミ
ットに集まる国々といふものはみんな週休二日制
をやつておる。これはエネルギー節約に相当な貢
献をするばかりか、雇用の問題にも当然關係をし
てくる問題でありまふ、われわれ通産行政をあ
ずかる者としては、ぜひこれは推進したいとい
うことを省エネルギー・省資源対策推進会議の主宰者
である三原総務長官にも具体的に申し入れをいた
しておるところであります。また、三原長官もこ
のことについては理解を示しております。したが
って、なお今後とも横の連絡を一層密にいたし
まして、できれば実現を図りたいというのが率直な
私どもの考えであります。

○大森昭君 大臣ね、企業というのは生産を上げ
るわけですからね、私は企業の場合にはむしろ代
替エネルギーをどういうふう利用していくかとい
う視点でやつぱりとりえらるしかならないと思
う、今日の日本の経済の状況では、ただ、いま
大臣がちょっと言われた中に、たとえばサマータ
ムの問題などはムードづくりだと言われま
したけれども、私はテレビなんかも正直申し上げ
まして、何時がいいとはここで言いませんが、仮
に深夜放送というやつてありますが、その日の
うちに終わるといふことなら十二時ですね。十二
時なら十二時になったらテレビはもう見られな
いというふうなことになる最高のムードづくりだ
と思うんですね。ただし、民放とか何か關係があ
りますから簡単にはいかないと思うのであり
ますが、そういうふうなこの書かれてあるやつ
の中で一つでも二つでも、たとえばガソリンスタン
ドの場合でも、今日正直申し上げますと、いろ
いろたたとえば郵便の日曜配達廃止の問題とかある
いは新聞の夕刊の廃止とか、その都度いろいろ議

論がありまふけれども、おおむねそれぞれや
つぱり困難を克服してやつてきたわけですから、た
とえばスタンドなどについても一応休みというこ
とになれば、これはもう国民的な関心は最高に盛
り上がりと思ふんですね。ですから、そういう意
味合いで大臣の言われることはなかなか、いろ
いろ問題がむすかしと、また、協力を呼びかける
という点で、そう強制的にはということもあるう
かと思ひますけれども、何か一つきつとしたも
のをこの際やることによって、政府全体が石油の
節約に真剣にやつていくという意味合いで理解さ
れるようなことをぜひお願いをしたいと思ひま
す。これは要望しておきます。

次に、いろいろそういうことで今後の安定の供
給について苦心をされているわけでありまふが、し
かし、供給の安定がされたにしても価格の点で暴
騰するんじゃないかというふうな思ふのでありま
すが、都市ガスなどの原料価格の見直しなどに
ついては検討されておりますか。

○政府委員(豊島格君) OPECの値上げが大体
一〇%ぐらいと当初去年の暮れに決まりました五
十四年度に及ぼす影響でございますが、仮にその
程度であるとしたとしますと、都市ガスは大体三分
の一が原料代でございます、その中に若干石炭
とか国内の天然ガスがございまして、二五%ぐ
らいが石油関連、LNGを含めてでございます。
そういたしますと、大体二・五%ぐらいいは影響
があるのではないかと、このように考えておりま
すが、その後の石油情勢を見ておられますと、さら
に上向きになってくる傾向が見られますので、その
辺については今後予断を許さないと、このように
考えております。

○大森昭君 この家庭でもこれはガスを使うわ
けです、いま見通しのお話がありましたけれど
ども、言うならこれは公共料金に匹敵するもので
すから、そういう意味合いで価格が暴騰しないよ
うに十分な対策を立てていただきたいと思ひま
す。
次に、本法の対象となる特定工事の事業者とい

うものについての実態というのは、どういうか
うになつてゐるんですか。

○政府委員(豊島格君) 昨年の八月に通産省にお
きましてアンケート調査を実施いたしましたこと
で、本法の主としてねらいとしておりますガスバ
ーナーつきふろがま、それから瞬間湯沸かし器の
設置工事の事業を行つておる者は大体八万七千人
ぐらいいと、一つの推計でございますが、なつてお
りまして、その業種はガス会社のサービス店、L
PG販売店、それから浴槽、ふろがまの販売店
等、大体十一業種ぐらいいにわたつております。

○大森昭君 いろいろ工事の監督者をつくるとい
うのも事故防止の一つの方法であらうかと思ひま
すが、いづれにしても一般消費者が不注意で事故
が起きるといふことが多いわけですね。したが
って、ガス事故の発生を防ぐということになります
と消費者の啓蒙というのが大変重要だと思ひま
すが、消費者啓蒙についての対策といひますか、方
針は今日どのようになつてゐるんですか。

○政府委員(天谷直弘君) 先生御指摘のとおり、
ガス事故を原因別に分類した場合には、元栓の誤
操作等、いわゆる消費者の使用上の不注意による
ものが多数を占めておりました、ガス事故の防止
のためには消費者に正しいガスの使用方法を習得
してもらふということが重要でございます。この
ため、ガス事業法等に基づきましてガス事業者
に消費者に対するガスの安全な使用に関する周知義
務を課しております、消費者の保安啓蒙を図つ
ていふところでございます。ガス事故は特に冬季
に多発する顕著な傾向がございまして、冬季に
入ろうとします、需要期に入ろうとするときには
毎年ガス事業者に対しまして消費者に対する集中
的なPR、特別巡回指導などを行つよう指導を
してゐるところでございます。

○大森昭君 せんだつての新聞によりますと、何
かラムネ玉の原理を応用してガス漏れを防ぐ新型
のガスコックが開発されて、三月から実用化が
始まつたというふうな言われておりますが、これ
などについてはあれですか、通産省としては実態を

見て、その効果などについても調査したんですか。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のラムネ玉を使つてというのは、過流出安全器つきガス栓という名前前で呼ばれておりますが、電気のヒューズと同じような考え方で、ある一定以上のガスが流出いたしますと、たとえば管が外れたりなんかしまして出ますと、ラムネの原理で内部機構が働いて瞬間的に遮断すると、そういう装置がついておるわけでございます。これが普及いたしますと、元栓の誤操作その他、ゴム管の外れ等によるガスの放出が防げる。したがって爆発事故が減少するということが期待されるわけでございますが、ただわれわれが現在知っておるところでございますと、実用化されておりますのは天然ガスを使用し、テールコンロ用のものにつけるといふのでございまして、やや細くなりまして、わりと太いところから細くなつておるような使い方をするとした場合に役に立つわけですが、それ以外のものについてはまだ十分開発ができてないというところで、今後は壁に埋めたり、あるいは床に埋めたりしたそういう元栓についても技術開発が進められていくことが期待されておるわけでござい

ます。

○大森昭君 この法案の中でいろいろ工事監督者の技能の熟練といふことが、監督をするということになつていますが、いまのような器械が低廉で開発できれば多くの事故が防げますので、積極的に通産省の方で指導、監督ということにはならぬいんでしようけれども、そういう器械の開発に積極的になつていただくことをお願いをしたいと思ひます。

そこで、この資格を得るのに講習を受けるということなんですが、この講習の内容とか、時間数だとかというのは省令なんかで決めるようでありまして、授業料などについてもどのくらいかかるんですか。

○政府委員(豊島格君) 授業料につきましては、まだいまからいろいろと検討していく必要があるわけでございますが、大体時間数は十五時間ぐら

い、二日ぐらゐれば大体目的を達せれると思ひますので、それにその程度の講習を行うのに、他のいろいろな制度で取られております講習料というのを勘案して決めた、できるだけ受講者の負担にならないような程度で、他の制度を勘案して決めた、このように思つております。

○大森昭君 これは新たな資格を受けるためにいろいろやるわけですから、工事監督者としては相当金もかかるし、時間もかかるわけですが、これを委託するんでは、通産大臣が指定する人に。そうすると、通産省自身がやるわけじゃないわけでありまして、いろいろなところで講習をやられると思うんですが、委託者にはこれ多少補助金を出さないと出ません。

○政府委員(豊島格君) ただいま通産大臣が委託する先としては日本ガス機器検査協会というところにある団体を一応考えておりましたが、そこには一応このような講習をするにふさわしい技術、その他の蓄積がございまして、それを利用する場合には特に受講料以外に特別な補助金を出さなくても、現在のところやれるのではないかと、このように考えておりました。特別な補助金を現在のところ考へておりません。

○大森昭君 補助金を考へてないということになると、自前でやるわけでありまして、二日間ということになりますと、それぞれの地域から集まつてきて、泊まりがけでやつたりなんかすると相当金がかかりますからね、これ。できるだけ、講習をするのに補助金を出さないということになれば、安く上がるように、そしてまた気軽に受講ができるように工夫をしていただかなければならないと思ひます。加えて、私ちよつと疑問なんです、これあれですか、ある資格を取つて、もう一回ある一定の期間が来ると再講習をしなければ、資格の継続がされないということになるんですか。

○政府委員(豊島格君) そのとおりでございます。

○大森昭君 何年ぐらゐ考へておるんですか。

○政府委員(豊島格君) ただいまのところでは三年ないし五年ということを考へております。

○大森昭君 二日かけて講習をして資格を取つて、また三年目に再講習するという、そういう必要はなぜ起きてくるのか、よくわからないんです。

○政府委員(豊島格君) ただいま先生の御指摘の点でございますが、ガス消費器具とか、給排水設備というのでもだんだん技術的に進歩があるというところも考へられますし、それからさらに法令の技術基準等もそれに合わせて改正していくというようになつてございまして、そういう事態に即応していろいろな講習をやつておるというのとは別の制度でも同じようなことを考へておるわけでございます。また、この講習によりまして、従来持つておる知識、技術というものをある程度維持向上させていくという役割も果たすわけでございます。ただ、その点に關しましては、最初に資格を取得するときの講習よりはもう少し簡単でいい、追加的なものでいいということでございます。

それから、十五時間というようないわば最初に取りよる大きなものを考へてはおりません。それから、期間も三年ないし五年と申しましたのは、その辺のところを勘案しまして、三年に一遍やらなくても済む程度の事象であれば五年ということも十分考へられます。その辺を含めまして、資格者の非常な過剰な負担、不要な負担になるようなことのないように考へたいと思つております。

○大森昭君 どうも、技術の向上を図らなかならないといふことはよくわかりませんが、三年目ごとに講習を受けなければいけないといふことは、これは当該の人にとつてみれば大変な苦痛だと思ひます。事実、工事の監督者というのは日々業務としてやつておるわけですから、ですから講習を受けなくて、もともとみずからの力で技術の向上を図らなかなければいけないことについて、どうも疑問に思ひますので、技術の向上を図らなくてもいいという意味じゃないし、また、とりわけ安全を重点ということになれば、そういう

意味での、何といひますか、絶えず刺激といひますか、その資格を維持するための力量を高めるといふ意味合いで、再講習というののも理解できないわけじゃないんですが、少しこの辺は検討していただきたいと思ひます。とりわけ、それは重要なら、なぜ監督者が実地に作業をやらすに、ただ見て監督だけでいいのか、この辺もちよつと理解できないんです。

○政府委員(豊島格君) 先ほどのお答えとやや関連するわけでございますが、ガス消費機器の設置工事というのにつきましましては、どちらかといひますと、その設置工事をするための技能といふものはそれほど熟練度を要しないわけでございます。むしろガス消費機器の設置の位置とか、あるいは給排水設備の規模あるいは構造等について十分な知識がある、もちろん技能も伴うわけですが、どちらかといふとそういう知識が要ると。それから、現場の状況に応じてどういふふうに取りつけたらいいかといふような判断が要ると、こういうことございまして、講習の点につきましまして、そのような知識を中心に行うわけでございます。必ずしもその人がやらなければいけないといふ、それはどの習熟した技能は要求はされないだらう、こういうことがこの監督にした理由でございます。

○大森昭君 だから、そういう意味からいけば三年ごとに再講習する必要があるんじゃないかといふことになりまして、まあいづれにしても、いま部長の言われたことも法案がそうなつてますからやむを得ないと思ひますが、検討してみてください。

それから、ガスの場合は第三者の被害の救済が、本人が過失じゃなくても、隣が爆発してというのがありますね。それで、LPガスの場合には見舞い金制度みたいなのができていふようでありまして、都市ガスの場合も当然見舞い金制度などについて創設する必要があると思ひますが、今日どのような検討が行われておりますか。

○政府委員(豊島格君) 都市ガスにつきましても、LPGにおける第三者被害救済基金制度によ

る見舞い金というものを現在参考としつつ、第三者被害救済制度について鋭意検討するように指導してあります。もうすでに相当な期間の検討期間を経ておりますので、その辺につきましてもはかばか検討は進んでおるといふふうに了解しております。

○大森昭君 まあLPガスと同時に発足しているものを、いまだできてないわけですからね。まあいまだしき鋭意検討して、早急にということですから了解いたしますが、ぜひひとつ実現をさせるようにお願いをしておきます。

それから、まあこういうことを法案をつくるわけでありまして、過去の分について多少の猶予期間があることは認められますが、いずれにしてもこのガス事故というのは人命に関する問題でありますので、二年六月月というのは少し長いような感じがいたしますし、とりわけ新規に設置をするよりも従来設置されておる方が事故の発生が多いと思うんですがね。この二年六月月というのはどういう基準ですか。

○政府委員(豊島格君) 現在、この法案で考えております二年六月月というのは、監督してやらせるといふ、そういう義務についてでございますが、実は、この監督者の資格を与えるための講習その他をやつていきますには相当時間がかかるわけでございます、必要な監督者資格者を与えるには若干時間がかかるということで、急にやりましてもなかなか実用的ではないということで、大体二年以上かかましてそれだけの必要人数を確保し、その上でこれを完全に実施したい、このように考えておるわけです。

ただ、それは申しまして、この有資格者というのはいだんだんできてくるわけでございますから、それに応じまして指導をいたしまして、そのようにな不良な工事ができないよう行政指導はいたすこととしておりますし、それから、基準等につきましてもこの法律施行と同時にちゃんと定めまして、できるだけそういう基準に沿った方向で工事が行われるよう指導したい、このように考え

ております。

○大森昭君 まあいすれにいたしましたとしてもガス事故を防ぐための方策でありますから、それはそれなりでいいんであります。先ほどもちよつと質問しましたように、ガス事故の原因というのは多角的な面からきますので、防止対策、啓蒙、そしてまた新しいその機械の開発等について、本法案が通ればということだけでは事故の原因がなくならないわけでありまして、よろしくひとつお取り計らいをいただくことをお願いをいたしまして、終わります。

○馬場富君 最初に、今回の法律については給排気設備の規制を主としておるわけでございますけれども、ガス事故の原因等を見ますと、給排気設備の不備等によるものは昭和五十二年で、都市ガスの場合が百三十五件の事故のうち十五件ということ。そして、LPガスに至つては六百三十七件のうち九件しかない。これら事故の原因の大半はガス器具の不良または消費者の不注意によるものが主となつておるわけでございますが、今回の対策によつてガス事故の発生がどれだけ減るか、その点について、この数字の上からいくと非常に疑問があるわけでございますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) 御指摘のように、ガス事故の原因につきましては三つありまして、要するに、消費者の使用上の不注意、それからガス機器が不良、それから給排気設備の不備と、三点でございますが、第二のガス機器の不良の点につきましてはすでに法的に整備されておりました、これはもうほとんどないというぐらひに減つておるわけでございます。問題は第一の消費者の不注意というところでございまして、この点につきましても従来も、先ほど長官が大森先生の御質問にお答えいたしましたように、非常にまあ一生懸命やられておるわけですが、今後ともこの点につきましてもは大いに啓蒙、周知徹底を図つていきたい。それから、大森先生から御指摘がありました、たとえばラムネ玉の原理を使う過剰ガス流出を防止

するよう安全器械の開発、あるいはそのほかのいろいろな警報器とか、いろいろ手段があると思ひますが、そういうことでやつていく必要があると思ひますが、この給排気設備の法律だけではどうしてもそこまではいかないわけでございます。ただ給排気設備につきましても、現在事故がわりと全体として少ないわけでございますが、不良設備というものは相当ございまして、いわば爆弾を抱えているようなものでございまして、その点で潜在的なものが顕在化しないということに、今後この法律によつて適切な工事が行われればだんだんそういうふうになつていくことだと思ひます。

○馬場富君 特に、消費者の使用上の不注意等はやはり私どもの調査からもうかがわれるわけでございますが、そういう点についてやはり消費者への理解のためにどのようなPRをなされておられますか。

○政府委員(豊島格君) ガス事業法に基づきましてガス会社が安全性、それから消費機器の使用方式について調査及び周知徹底のための家庭訪問をいたしておりまして、その際にパンフレットを渡すとか、あるいはいろいろなことを説明をいたしておりますし、さらに冬季等非常に事故の多いときには集中的にそういう行動を起こす、あるいはテレビの放送その他を通じてガスの使用に關して安全にかかわる周知徹底を図つておる、こういうことでございまして。

○馬場富君 特に、事故が悲惨な状況を生み出しておられますし、一般的にこれは一つの家庭の中でガス器具というのはいずれの家庭にもあるというようなことから、最近この点についての教育上の一つは理解というか、PRというか、そういう方面についての浸透を考へるべきだという意見があるが、その点どうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) おっしゃるとおり、教育の場において安全思想の普及と保安意識の浸透ということを図ることが必要だと思ひます。それで、この点につきましてはすでに高圧ガス保安協

会等を通じまして学童用副読本の配布、あるいは映画の作成、説明会の開催、壁新聞の配布等を実施するよう予算措置も講じておりますし、あるいはガス事業者に対してはボスター、パンフレットの配布、講習会、映画会、工場見学会というものを行つて指導しておりました、ある程度の効果を上げてゐるんじゃないかと思ひますが、先生の御指摘の点につきましては、現在通産省がやっておりますのは大体以上のようなことでござい

○馬場富君 この点、大臣、やはり消費者側からも業者からももう一歩強力な推進をお願いしたいという声がございますが、その点どうでしょうか、大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点はきわめて私も重要な点だと思ひます。現在も、文部省の定めた小中学校用の学習指導要領によりまして、ガスの安全使用に關する指導、これは小学校五年以降の、以降ですから上ですね、家庭科などにおいて取り扱われることになっております。しかし、現在学校教育の面で用いられておる教科書では、ガスの特性や安全な使用方法についての記述が必ずしも十分とはいへないものがあります。したがつて、通産省としても、文部省に對しまして、ガスの安全使用に關する指導の重要性にかんがみまして、その内容の充実について従来も要望してきたところであります。やはり今後とも文部省と十分連絡をとりながら、いま馬場委員が指摘されるように、実効の上がらうに実施できるよう協力を求めたいというふうに思ひます。従来も文部省の初中局長に要請をいたして今日に至つておることを申し添えておきます。

○馬場富君 次に、この法案の関連をいたしました、最近非常にガス爆発事故が増加してきておりますし、かなり大きい事故も起きております。その一つの例として、二月五日に愛知県の財団法人日本勤労福祉センターの三河ハイムにおきまして、LPガスの大爆発事故が起きました。そして悲惨な事故となつたわけでございますが、この

事故の概要について御説明願いたいと思います。

○政府委員(原田稔君) 本年の二月五日午後三時十分ごろでございますが、愛知県額田郡幸田町にございまして雇用促進事業団労働者レクリエーションセンターにおきまして、その地下一階にレストランシアターがございまして、そこに従業員の方々四十二名が集まりまして、この三河ハイツというところでございまして、その支配人の歓送迎会を開催していただけてございまして、そのレストランシアターの中央にございまして、その舞台上を操作しましたときに、そこに漏洩していった液化石油ガスが爆発いたしまして、従業員二名が死亡いたしまして十九名の方々が重軽傷を負ったと、こういう事故でございます。

○馬場富君 爆発事故の原因がその後報道もされたり、あるいは調査もされておるようでございまして、その原因についてひとつ御説明願いたいと思います。

○政府委員(原田稔君) この事故があった後に実施いたしました現地調査によりますと、三河ハイツ内、このハイツ内に設けられました、せり上がり舞台を設置するために設けられた地下のビッドがございまして、直径約七メートル、深さが五メートル程度の円筒形の地下のビッドでございまして、その地下のビッドに近い部分におきまして、地中に埋設されていまして液化石油ガスの配管にガス漏れが生ずる、何と申しますか、腐食があった。その部分から漏洩した液化石油ガスが地下のビッドにたまりまして、これが、舞台のせり上がりのためのスイッチを入れたところが、そのスイッチの火花から引火爆発した可能性が強いと、現在そういうところに原因があったのではないかと、いうことでございまして、なおいろいろな原因等につきましてはさらに詳細な調査が進められておるところであります。

○馬場富君 引火の原因は、スイッチよりもモーターという点と、それから、爆発事故のその後の調査の状況で、販売業者あるいは配管設備業者、あるいは保安点検業者等についてどのような調査がなされたか。

○説明員(水野君) 私ども、事故がありましてから詳細に警察等からも報告を受けまして調べておりますけれども、いま先生おっしゃられましたように、舞台のせり上がりのためのスイッチの火花、あるいはモーターの火花、二つの可能性があらうかというふうに考えております。

それから、事故発生後のいろいろな調査でございまして、私どもL.P.法の業務は愛知県に具体的にはお願いしておりますけれども、二月五日当日、愛知県から直ちに係官が四名現地に参りまして警察の現場検証に立ち会っております。それから、翌日の二月六日には本省の方からL.P.ガス対策室長を差し向けまして、名古屋通産局の商工部長とともに関連の調査を警察等と一緒にやっておる状況でございます。

○馬場富君 次に、警察関係の方にお願いたしたいと思いますが、二月九日と二月十日の両日で配管の多数の腐食箇所を発見した。この腐食の原因はいま調査の結果どうなっておるかという点ですね。先ほど販売業者や保安点検業者や配管設備業者等の調査も警察関係でも調べようでございまして、その点の調査の状況をあわせて御説明いただきたいと思います。

○政府委員(原田稔君) いまの先生が御指摘になりました諸点でございますが、配管が腐つていた。この当該配管の設置はいまから七年前に工事が実施されておりましたが、このときの工事が適切さを欠いていたかどうか、現在詳細な調査が進められているところでございまして、まあその結果を待つ必要があるのではないかと考えております。

それから、その他三河ハイツにL.P.ガスを供給していたL.P.ガス販売業者につきましては、法律で定められております消費設備の調査でございまして、これが昭和五十一年の二月に実施して、それ以降は実施していないわけでございます。調査は、御案内のとおり、これは二年に一回以上行

うということになっておりまして、この辺は義務を実施していなかったと、こういうような実態があるわけでございます。

○馬場富君 いま実は警察の関係に聞いたわけですが、これも、いま見えたようですからもう一遍聞きます。よろしくございませうか。

○説明員(加藤君) はい。

○馬場富君 三河ハイツの事故の関係でございまして、二月九日、二月十日の両日で配管に多数の腐食箇所が発見されておるわけですが、この腐食の原因については、その後愛知警察で究明されておるといふ話でございまして、それがどうなったかというのでありますが、よろしく。

○説明員(加藤君) ただいま御指摘ございまして、たように、ガスの配管全部につきましていろいろ調査をいたしましたところ、地下に埋めてござい

ましたガス管の部分に相当の腐食が認められるという状況でございました。それにつきまして、いろいろ器具を用いまして現在鑑定を進めておるところでございまして、ガスの管にあっております穴、これはごく微細なものでございまして、まあ肉眼でもって直ちにこれだという指摘できるようなものではございません。しかし、検査いたしましたところ、そこからガスが漏れておる状態であるというところは、これははっきりいたしております。そこで、現在どの程度のガスの漏れ量があるのかどうか、時間的に見てどれくらいいたつたらどうなるのかと、それがガスの臨界に達するにどの程度の時間がかかるのか、あるいはまたそのガスの腐食の原因がどこにあるのかという

ことを現在まだ鑑定を実施中でございまして。

○馬場富君 これは立地公害局いずれでも結構ですが、実は設備とあわせて配管の耐用年数というのとは三十年間というように聞いておるわけでございますが、これについては七年前でそういう問題が起きたということですが、詳細な調査はいま警察の調査によつてなければわからぬと思

○政府委員(原田稔君) 先生御指摘のとおり、確かに配管の耐用年数に比べて非常に短い期間で腐食したという点は一つの問題であると思っております。したがって、現在この配管の設置工事が適切に実施されたかどうか、配管の質等も含めまして詳細な調査を進めているところでござい

○馬場富君 それじゃ、これから一つ一つ聞きますので、その関係だけひとつ的確に説明していただきたいと思います。

もちろん、この事故の種類や法律等については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律のやはり適用の中になつてくると思

○政府委員(原田稔君) この調査業務の実施状況につきましては、先ほど私ちょっと申し上げましたとおり、この配管関係につきましては二年に一遍調査をしなければならぬことになっておるわけ

○馬場富君 それは異常がなかったわけですか。

○説明員(水野君) 私どもが聞いておりますところでは、異常はなかったというふうに聞いております。

○馬場富君 次に、五十四年の二月七日に、事故の翌々日です、愛知警察、岡崎警察、幸田町消防署、労働基準局、岡崎液化石油ガスの合同で現場検証が行われたですね。そのときに、地下ガス管のガス漏れを探索するための気密検査が行われたわけ

点検では、通常は五百五十メートルということですが、六百メートルということですので、配管について実施いたしております。

この結果でございますが、これは地下埋設管でございます。埋設前の部分については異常が認められなかったというふうに報告を聞いております。それから、したがって、埋設部分にガス漏れが生ずると、圧力をかけましたところ、先ほど申し上げました圧力をかけましたところ、すぐに圧力が下がってしまった、こういう状況でございます。これはいずれも愛知県と警察が協力して行った検査の状況でございます。

○馬場富君 その状況は、私も聞いておる範圍では一リッター当たり二十秒のガス漏れがあったと、こういうふうな理解はしていますが、よろしゅうございませうか。

○説明員(水野哲君) 漏れた量については、ちょっといまのところ確認できませんけれども、私の手元にございせんが、圧をかけたところ、先ほど申し上げましたように、圧力が直ちにゼロになったと、こういうことではございませうか、相当量のガス漏れがあったのではなからうかというふうに推察されます。

○馬場富君 だから、この事故後に、ガス漏れがあったらしいということ、なかなか原因がわからなかったけれども、この圧力検査によって、あの配管内のパイプにガス漏れがあるということが確認されたということですね。よろしゅうございませうか。

○説明員(水野哲君) いままでのいろいろな調査等から見ますと、そういう蓋然性がきわめて高いということだろーと思ひます。

○馬場富君 それで、ここで液化ガスですね、保安確保の法律の中でやはり先ほどの結局器具等の調査とあわせて、法律で二年に一回、配管に対する気密検査が義務づけられておりますが、この点についてはどういふふうになされておったか、ちよつと説明してください。

○政府委員(原田稔君) それにつきましては、当該部分につきましては昭和五十一年二月に実施いたしておりますけれども、それ以降は実施してないという状況であつたわけでありまして。

○馬場富君 ここが大問題だと私は思ふんです。この事故の原因はここにあつたと言つても私は過言でないと思う。ほかの問題等は警察の調べによつて今後明らかになるわけですが、いままでいろいろな報道やあるいは調査等でこの部分が全然明確になつてないということ。ここに今回の事故の一番ポイントがあるということ。これは厳重に調査もしこれからこの責任をしっかりとやつてもらいたい、これは私は思ふわけです。

なぜかといへば、これはあなたも御存じのようにな、ちゃんと法律の三十六条、省令の二十条によつてはつきりと、この業者及び管理者に、やはり二年に一回の配管に対する気密検査というものは義務づけられておるわけですから、これがなされてなかつた——五十二年二月二十八日以降は全然やつてないということが幸田消防署の調査等でも確認されておりますけれども、これでは三年間もやつてないということになるわけですよ。そうすると、ちよつとあの五十二年二月二十八日に調査がなされておりますから、二年後にちよつと法律どおりやつておつたとしたら、これは五十三年の時点でこのガス漏れが確認された、そしてあの悲惨な事故は食ひとまつた、こういうことがはつきりとしておるわけですよ。この点について当局はどのように考えていますか。

○政府委員(原田稔君) 私も、先生がおっしゃいますとおり、この二年に一遍の調査義務が確実に履行されておりましたならば、この事故が避けられた蓋然性は非常に高いのではないかと、この調査を強く感じております。したがって、この調査義務というものは非常に重要なポイントになつてくるわけでございます。この事故が発生後、当該ガス会社、ガス供給をしてる会社に対して、全消費設備の調査及びその調査結果の通知を実施するように、これは愛知県知事さんが直接の

監督権限を持つておりますから、愛知県知事がこの液化石油ガス法の規定に基づきまして改善命令を出したところでございます。いまこの改善命令に従つて当該LPガスの販売業者が、この管下の全消費設備につきまして調査を実施しているというところであるわけでございます。

○説明員(水野哲君) 恐縮です、ちよつと補足させていただきます。

二年に一回の調査をやつていなかったというところは、私も聞いております限りにおきましては事実のようでございます。これはそれなりに法律違反になりますけれども、いままでの調査の中でございませうが、供給設備は第一閉止弁まで気密試験をやるということに前の省令はなつておりました。そういうことで、このガス漏れ自体は、この地中部分につきましては第一閉止弁以降でございます。この中で、厳密に言いますと、調査を仮にやつたとしても必ずしも発見できたかどうかという点につきましては、そこに若干の疑義がございませう。ただ、その点につきましては、今回、省令改正を現在検討しております、それによりまして、新しい省令におきましては十分対応できると、こういうことになつております。

○馬場富君 だから、それはわかりませんが、いずれにしても二年に一回やらなければならぬというやつを、三年間ですよ、あなた、はつたらかしにしておいて、これはだれが責任負いますか。あなた、改善命令を出しただけでは済みませんぞ、これは。法律違反ですから。どうしますか。

○説明員(水野哲君) 法律的には二年に一回の調査義務違反でございます。いま審議官御説明いたしましたように改善命令を出しております。この改善命令にさらに違反をいたしますと、販売事業の取り消しとか、そういったことで行政的には対処することになつております。

○馬場富君 警察当局にお尋ねいたしますが、こういう法律違反の、点検すべきものを点検しなくてこういう爆発事故が起こつて死亡者も出しておる、こういう点については一つは刑事責任を追及

されるのではないかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(加藤昌君) 罰則のかけます法律につきましてはそういう事実がございませうれば、当然それは捜査の対象とするわけでございます。

○馬場富君 大臣、いまお聞きの状態です。大臣も愛知県出身で、よくあの現場等は御存じだと思いますが、私もずっとこの問題を調査して、いまの焦点は警察側の、パイプに穴があいておつた、そこがガス漏れたということ、これがやはり本当に不可抗力なものなのか、それともやはりそういう穴があいたものを埋めたのか、いろんな点で実は警察が調査されておりますけれども、これはその調査にまたなければならぬと思ひますが、私は、結局は二十一名の死傷者を出したあつた事故が、法律で二年に一回点検が義務づけられたものが、しかも地下に通つておるパイプというのは気密試験をやる以外に私は調査の方法はないと思ふんです。このために、やはり結局義務づけがなされておる、これを感じてこの事故が——一つは三年間ほつたらかして事故が起こつたということについて、その他の原因も要素はありますけれども、私はこれは大きな問題だと思ふんです。大臣、その見解はどうでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) いま段々の答弁を私も聞いておりましたが、やはり規定しておることがなおりますにされたということはきわめて残念なことだと思ひます。実情に即しまして十分それぞれ今後配慮いたしたいというふうな考えております。

○馬場富君 いや、これは関係当局で徹底的にやつぱり追及していただきまして、これはやつぱり責任を明確にしなければ、この二十一名の死傷者に対してもまことに申しわけないということになるわけですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、やはり、多数の死傷者を出したこの事故の中で、当日参加していらつした方々の職員の身分というのは、これは本職といふか臨時

とか、そういうことがあったでしょうけれども、これはどんな状況でございましたでしょうか。

○説明員(白井晋太郎君) 当日の御出席者は、パートが六人いらっしゃいますが、あとは全部本雇いでございます。

○馬場富君 死亡者と負傷者に対してはどのような対策と補償がなされておりますか。

○説明員(白井晋太郎君) 死亡者がお二人でございますが、これらの方々に対しては、現在のところとありあらず協会の退職規程、弔慰金等に基づきまして、それぞれ百九十四万、百五十万の弔慰金が一応出されております。しかし、現在労災保険関係の調査を進めていただいておりますので、これらの調査によりまして労災保険の支給を申請いたしますとともに、さらに弔慰金等につきましては、事故の原因等が判明次第、遺族の意向等も勘案しまして、さらに検討したいというふうな思っております。

それからお、負傷者の方々につきましては、直ちに病院に入院または通院していただきますとともに、しかるべき措置をとっておるところでございます。

○馬場富君 現場の関係者たちに聞きますと、労災は申請されたがまだ何ら音さもないというの、手続上の問題か、それとも何かおくれおける原因があるのか、これをちよつと御説明願いたいと思ひます。

○説明員(白井晋太郎君) 労災保険の関係につきましては、お二人のうち一人は明確なものでございますが、もう一人の方につきましては家庭の事情いろいろございまして、遺族関係その他の問題がございまして、それを遺族の方々とお話を詰めるというところで進んでおります。

労災保険のもう一つの問題は、業務上かどうかという問題がございまして、そういう調査については基準監督署の方にお願いをいたしておりますが、申請の手続はいま申し上げました死亡なされた女性の方の問題で、現在準備中というところでございます。

○馬場富君 その被害者関係の声をまとめてみますと、労災だけでは非常に困るという、その他の何かの補償等も考えられるかどうかということを中心にお話しようと思いますが、その点はどうか。

○説明員(白井晋太郎君) その点は先ほど申し上げましたように、現在の協会の規程によりまして部分はお支払いしているわけでございますが、労災の補償の推移、それから先ほど問題になっております事故の原因のそれぞれ責任の問題等をよく調査いたしまして、労災の推移の結果が出ましたところで誠意を持ってわれわれの方も検討したいというふうに思っております。

○馬場富君 特に、それを早くやつてあげてもらいたいというところは、死亡者の一人である南雲さんですね、この方は、妻や子供はその後葬儀だけが行われて何ら経済的な措置はなされていなくて、こういうふうな言っております。そういう点について早くやぱりこういう人たちの不安を解消するために手を打っていただきたい、ほかの負傷者等の対策等についても、やはり事故が事故だけに早く対策を打ってあげるべきだと、こう思っておりますが、その点どうでしょうか。

○説明員(白井晋太郎君) いま申しましたような経緯でございますが、先生もおっしゃいますように、遺族の方々に對しまして早目に手が打たれることが必要だとわれわれも思っています。しかし、なるべく早急に措置をしてまいりたいというふうに思っております。

○馬場富君 それから、特にこれは関係者及び負傷者の関係でございども、やはりその対象というのは社会保険のみによつて対応なされておるという点ですね。だから、やはり事故のために相当日数休んだり何かしておる。それに対する休業補償がなされていなくて、こういうふうな聞いておりますが、この点はどうか。

○説明員(白井晋太郎君) いまの休業補償の点については、ちよつと私、手元に資料持っておりますが、よく調査してみたいと思ひます。

○馬場富君 それからもう一点は、死亡者のもう一人の方、熊沢さんという方、この方は結局接待係をやつてみた方の方ですが、その人は家出等の問題等があつて、家庭の状況等やむを得ない場合があつたと思ひますが、別名を使つて就職をなさつておるということですが、まあ幸いにも故郷から一つはテレビ等の放送によつて身元が確認されて届け出があつたからこれはいいのですが、このような私は——しかも、これは労働者の雇用促進事業団の関係の施設で、しかも公の福祉施設でございます。その従業員がなぜこのような形で雇用できたのかということに私、非常に大きい疑問を持つわけですが、この点どうでしょうか。

○説明員(白井晋太郎君) 先ほど申し上げました労災保険に關してもう一人の方の調査が、おくれたというの、いま先生も御指摘になった点でございますが、われわれも結果を聞いてそういうことを存じたわけで、身元の問題その他につきましては、先生がおっしゃるような御指摘の点で若干問題を感ぜているわけでございまして、ただ最近の就職問題につきましては、身元調査と申しますか、特に履歴上の問題等につきましては他の問題も関連いたしまして、そこを厳しく調査するということには非常にむづかしい点もございまして、そういうことで、そういう不明の方がお入りになつたということがあつたかと思ひますが、今後十分注意してまいるように指導してまいりたいと思ひます。

○馬場富君 冗談言つちやいけませんよ、あなた。公の人事ですよ。相手の方は都合があつた、それはやむを得ぬ場合もあるでしょうけれども、いかようにも公的な人事について偽名ということ、別名ということとは身元も何もさっぱりわからないということになるんですよ。そのような人事ということとは、これはその人については誤つてやつたということでは理解されるけれども、そういう人事というのは私は行政の中の大きい問題だと思ひます。これはど人をばかにした話はないと思ひます。だから、こんな人事が労働者関係で行われておるといつたら大問題だと思ひます。

○説明員(白井晋太郎君) 今後しつかり調査するということはわかりました。これは済んだことです。過去については、身元調査等も厳密にやりますが、相手の関係もあるから——これはわかりますよ。ところが、全然名前が違つた人が入つてきちゃつてそんなことが通るといふことは、その問題とは全然別問題だよ。この問題ははつきりとあなたの方の関係者の人事上の誤りだと、こういうふうな理解しなければこれは通りませんよ。どうですか、その点。

○説明員(白井晋太郎君) これは、こういうハイツ等の問題につきましては、先生もよく御存じだと思いますが、雇用促進事業団で施設をさせまして、それをいゆる協会の管理を委託しているわけでございます。採用はそこで行われるわけでございますが、そしてほとんど他との交流はなく、三河ハイツなら三河ハイツに従事される方というところで採用されるわけでございます。そういうような点におきまして、人事はずつと回されていくわけではございませぬが、その採用の過程におきましていまのような偽名の方があるということについては非常に問題がございまして、この責任を感じますとともに、今後指導してまいりたいというふうに思っております。

○馬場富君 では委員長にお願いしますが、当局においても直接関係の雇用促進事業団の方が参考人として来ていただけなかつたものですか、その点当局からひとつよくその方の採用等についての実情を後刻でいいから報告していただきたいと

○説明員(白井晋太郎君) いま申し上げましたのは、厳密な調査は非常にむづかしい点があるというのを申し上げたわけでございます。そのむづかしさを克服しながら今後十分にやつていくように指導してまいりたいということを申し上げたわけですよ。

○馬場富君 今後しつかり調査するということはわかりました。これは済んだことです。過去については、身元調査等も厳密にやりますが、相手の関係もあるから——これはわかりますよ。ところが、全然名前が違つた人が入つてきちゃつてそんなことが通るといふことは、その問題とは全然別問題だよ。この問題ははつきりとあなたの方の関係者の人事上の誤りだと、こういうふうな理解しなければこれは通りませんよ。どうですか、その点。

○説明員(白井晋太郎君) これは、こういうハイツ等の問題につきましては、先生もよく御存じだと思いますが、雇用促進事業団で施設をさせまして、それをいゆる協会の管理を委託しているわけでございます。採用はそこで行われるわけでございますが、そしてほとんど他との交流はなく、三河ハイツなら三河ハイツに従事される方というところで採用されるわけでございます。そういうような点におきまして、人事はずつと回されていくわけではございませぬが、その採用の過程におきましていまのような偽名の方があるということについては非常に問題がございまして、この責任を感じますとともに、今後指導してまいりたいというふうに思っております。

○馬場富君 では委員長にお願いしますが、当局においても直接関係の雇用促進事業団の方が参考人として来ていただけなかつたものですか、その点当局からひとつよくその方の採用等についての実情を後刻でいいから報告していただきたいと

思います。

以上で終わります。

○安武洋子君 私は最初に、本法案で新たにつけられるガス消費機器設置工事監督者、その責務についてお伺いをいたします。つまり、監督者が本法に言う特定工事施工に当たって何をどのように監督するかということなんです。法第三条では、「特定工事がガス事業法第四十条の四又は液化石油ガス法第三十八条の二の規定に適合することとを確保するため」これを通商産業省令で定めるところにより云々というふうになっております。また、ガス事業法の四十条の四及び液化石油ガス法第三十八条の二、これを見ますと、これまた、通産省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない、こういうふうになっております。つまり、技術上の基準がわからないと、一体監督者は何を監督するのかわからないわけです。本法の施行に当たりまして、技術上の基準はそれぞれどのような内容のものにするというふうを考えておいでございましょうか。その点をお伺いいたします。

○政府委員(豊島格君) 設置工事の技術基準についてはこれからつくるわけですが、現在のところ考えておりますのは、消費機器本体の設置の場所、それからそれにかかわる給排気設備の構造、それから位置、設置の方法等につきまして定めることとしております。

○安武洋子君 東京消防庁がガス中毒事故の実態を追跡したの結果をまとめた報告書がございまして、この中で指摘している問題点の一つに、設置工事者等が行う工事の不備が原因による事故が中毒事故の全体の二〇%もあるというふうになっております。また消費者の管理が悪いと思われる事故の中にも、工事が適正でないものかなりの割合を占めているというふうに指摘されております。たとえば、点検や清掃を容易に行えないような工事がされているとか、あるいは燃焼の状況を確認することができないような工事が行われているというふうなことで、結果的にガス中毒事故に

つながっているケースも少なくないというふうになっております。給排気設備以外のこのような点も技術上の基準に含めてお考えになるということにございせんか。

○政府委員(豊島格君) 技術上の基準につきましては先ほど御説明したとおりでございますが、これにつきましては消防庁その他も火災その他の関係等から十分協議をしてやることになっておりますし、先生いま御指摘の点につきましても、これがすべて技術基準の中に入るかどうかという点につきましても、今後検討したいと思っておりますが、御趣旨に沿って事故が起らないように鋭意努力したいと思っております。

○安武洋子君 ガス事故の把握についてお伺いをいたします。

都市ガスの場合、ガス事業法に基づいてガス事業者が通産局長に事故が起った場合、報告いたします。プロパンの場合は高圧ガス取締法で警察を経由して、通産省に通報されることになっております。従来、ガス事業法では事故報告は人身事故を伴うものに限られていたということで、もつと広く物損も含めてガス事業者が把握し、そして報告するように改善が求められてきたわけですが、これもこれは改善されましたでしょうか。

○政府委員(豊島格君) ただいま御指摘の物損事故につきましても、昨年九月通達を改正いたしました。そのような事故についても報告の対象としたことになりました。

○安武洋子君 いただきましたこの法案の説明資料によりますと、ガス事故件数の推移及び給排気設備の不備等にかかる事故件数、この一覧が出ております。これらの数字は、ガス事業法、高圧ガス取締法によって、通産省に寄せられた数字なのか、また人身事故、つまり自殺を除きますけれども、死亡、中毒などを伴う事故件数なのか、どちらかということをお伺いいたします。

○政府委員(豊島格君) 都市ガスにつきましても、ガス事業法に基づく報告をもとにしておりまして、

○政府委員(原田稔君) 私どもの関係のLPガスの関係につきましても、県を通じていろいろと調査をしまして、その報告を求めた集計の数字でございまして、

○安武洋子君 私が申し上げましたのは、人身事故、つまり自殺を除く死亡、中毒などを伴う事故件数なのかどうかということをお伺いいたしております。先ほどの法律に基づいて、

○政府委員(原田稔君) 先生おっしゃるとおりでございます。

○政府委員(豊島格君) ちょっと細かくなりますが、自殺そのものは入っておりません。ただ自殺に伴って派生的に生じた死亡事故、中毒事故は入っております。

○安武洋子君 私は先ほどにも例に引きましたけれども、東京消防庁のガス中毒等の事故実態調査、ここに持ってきておられますが、これは昭和四十七年一月一日から四十八年六月三十日までの一年六か月間のガス燃焼機器による中毒等の事故、これが出ております。これによりまして、ガス燃焼機器による中毒等の事故が五百四十八件発生したと、こういうふうになっております。そのうち明確なガス中毒の事故件数です。これはちょうど四百件というふうになっております。一年半です。で、一年間に換算してみますと、約三百件近い中毒事故、これが東京消防管内で起こっていることとなります。ところが、通産省の資料では、昭和四十六年、これをとってみますと、全国で都市ガスはわずかに八十件、LPガスで二百十七件、合わせて二百九十七件ということになるわけですが、つまり、通産省の全国の報告というのは消防庁の東京管内分ぐらいいしかならないと。言いかえれば、東京管内分ぐらいいしかならないと。また、給排気設備の不備による事故件数も同じく一年半ですが、この東京消防管内では八十一件です。ところが通産省によりまして、最も多い昭和五十二年でも全国で四十二件なんです。余りにも数字の違ひがあり過ぎるというふうにはお考えにならないでし

か。

○政府委員(豊島格君) 消防庁の数字とわれわれガス事業者からとりました数字が相当離れておるということでございますが、私どもまだよくわからないのでございまして、実態をいたしまして、消防庁は救急車を要するに際して出すという仕事をしておられるわけだと思っております。したがって、そういうことで気持ちが悪くなったから呼んだという、もちろんガスと関連があると思わすが、そういうことでガス会社を呼んでいろいろ措置をさせるに至らない、いわゆる中毒的なものが入っておるんじゃないかと、このように思っています。

○安武洋子君 それにしても、わずかの数字の相違でしたらそういうふうな解釈も成り立つと思えます。しかし、余りにも数字が違ふわけですね。給排気設備の不備による事故件数、これは東京消防管内で、一年半ですけれども八十一件、全国では四十二件とあまりにも数字が違ふわけですね。そこで、さらにお伺いいたしますけれども、東京消防庁の調べではこれらの事故をガス事業者別に見てみると、全体の八〇%は東京ガスだと、こういうことです。LPGは一七%なんです。ところが、これも通産省の先ほどいただきました、例に引きました資料ですけれども、この資料を見ても、通産省の調べの事故は、LPGによるものが逆に圧倒的に多いわけですね。東京と全国——確かに都市ガスの普及率の違いを含んで考えますけれども、その普及率の違いを含んで考えても、余りにも都市ガスの通産省が出されたこの資料は事故件数が低過ぎるんです。これはわざと報告を少なめにしているのではないかと、そういうふうにお聞きしたくなるわけなんですけれども、一体こういう数字、どういうふうにお考えでございましょう。東京消防庁の方ではガス事故の全体の八〇%は東京ガス、LPGは一七%。これが全然こちらの通産省の調べでは違ふわけですね。

○政府委員(豊島格君) 幾つか問題があると存じますが、一つは東京消防庁の資料によりまして、

東京の都市ガスが多いということでございますが、一応東京消防庁の所管範囲が東京都であり、その中で都市ガスの普及が非常に多いのは東京であるということと関連連しているのではないかと思います。

それから、先ほどお答えいたしましたのが、第一の点でございますが、要するに差があるという点について、私ももう少し追求してみたいとよくわからないのでございますが、たとえばガス栓がひねり放しになっておつて気持ち悪くなつて、それを原因がわかつて閉めてしまった、しかし気持ちが悪いので消防庁に救急車を頼んだという場合には、そのような場合にはまずガス会社には連絡がいけないといひますか、ガス漏れがあつてたとえは若干爆発したとか、あるいは外に漏れて気がついてガス会社に連絡するといふような場合合ひなくて、自力救済といひますか、自分でとめて、しかし気持ちが悪いからという式のものは、ガス会社の報告に入らないという点も多分にあるのではないかと思います、正確なことはもう少し調べてみたいと思ひます。

○安武洋子君 いまのおつしやり分では、それは別に都市ガスに限らず、LPGだつて同じことになると思ひます。ですから、いまのおつしやり方は、私はおかしいと思ひます。

そうはおつしやいますけれどもね、たとえば昭和五十一年十一月の行政管理局からの「都市ガス、液化石油ガスの安全確保等に関する行政監察」、これによりまして勧告が出ておりますけれども、これを拝見いたしますと、ガス事業者の中には一部のガス事故を把握していない者があり、またガス事故の発生を承知しながら報告を怠っている者がある、こういうふうな指摘がなされております。ですから、ガス事故の発生を承知しながら報告を怠っている者がたとへば指摘するぐらいでございますから、私はそういうのがあつて、これら点はどのように改善の措置を講じておられるのでしょうか。それをお伺いいたし

ます。

○政府委員(豊島格君) ただいま御指摘の行政管理局の通達に關しましては、その趣旨に沿つて業界を指導いたしております。

○安武洋子君 何とも心もとない御答弁なんです、こういうふうな行管が厳しく指摘しているわけですから、こういう点をやはり真剣に改善していただかなければ、改善の措置を講じていただかなければならぬと思ひますけれども、私はそれにはやはり前提が必要だと思ひます。と申しますのは、事故を把握するに当たつて、全部のデータをやはり持つていないと的確な指導というのはいかぬと思ひます。ところが、他の行政機関では把握している事故、先ほどおつしやいましたように、消防庁では把握しているけれどもガス会社はわからない、だから通産省もわからない、こういうふうになつておりますけれども、この情報を収集するといふことは、警察とは高圧ガス取締法に基づいて通報が行われるといふふうになつております。しかし、いま出ております消防庁との関係、これは取り決めされておるのですか、どうなんですか、この点お伺いいたします。

○政府委員(豊島格君) 消防庁との関係につきましては、先生御指摘のように、従来必ずしも十分な連絡体制になつたといふことでございますが、今回の法律改正を契機といたしまして、消防庁ともよく先般相談いたしまして、事故情報の交換等について相互に密接な連絡を保つてやるといふことを話し合つた次第でございます。

○安武洋子君 それは確たる取り決めができておるのでしょうか。消防庁との関係が不十分なのは私はきつて問題だと思ひます。消防庁は救急や火災に当たつて基礎的なデータが最も集つておるところなんです。ところが、ガスの保安というのは、これは通産省が中心になつてやらなければならぬわけなんです。ところが、同じ行政機関内の他の省庁よりも全くデータが乏しい、こういうことになるわけなんです。ですから、私はこの消防

庁との問題については、この法律改正を契機にして云々とおつしやいますけれども、やっぱりこういうデータをきちつと通産が把握できるように、そういう取り決めをなさなければならぬと思ひます。やはり、そういう取り決めをして、各省庁に集まるデータが本当に責任を持つ通産に集まつてくる、そしてそれを通産が分析して問題点を明確にして、そして初めて有効なデータができる、そしてそのデータが生かされていくというふうな思ひわけです。ですから、ガス保安の主管官庁としての私は通産の問題だと思ひます。ですから、ガス事故に関する情報を消防庁と密接にきちつと制度的にでもできるように至急に私は検討されるべきだと、重ねてお伺いいたしますけれども、いかがなものでしょうか。

○政府委員(豊島格君) 先生のおつしやる御指摘の点はごもっともでございます。先ほど申しましたように、消防庁とも今後は十分連絡体制をあれしていただくといふことを話し合つたところでございまして、この点につきましては、消防庁にお聞きいただきましてそのようにお答えいたしたいと思います。

それから、今後ともそういう情報を十分つかんでいけつと云つては、その御趣旨に沿つて鋭意努力し、実施していきたいと思ひます。

○安武洋子君 先ほどの都市ガス関係の事業者の事故報告に不十分さがあるのではないかと云う点に關連して御質問いたしますけれども、都市ガスの保安といふことについては、ガス事業者の責任という点では、ガス事業法、これなんですけれども、ガス事業法の目的には、公共の安全の確保といふ点がうたわれておるわけなんです、あくまでも事業法なんです。これは保安法ではござい

ません。したがつて、ガス事業上の供給用の工作物の保安という点では保安意識は持つております。しかし、それはあくまでも元栓までといふふうなことで、消費の場面での保安に対しては責任感が非常に薄い、そういう面があるのではないかと

たとえば、事故報告について見ましても、これは施行規則の第八十八条の規定で定められておりますけれども、そのほとんどが供給用の工作物によるもので、末尾に消費機器の事故が掲載されておる。こういう事業者の姿勢が、事故報告一つをとつてみても、私は不十分な結果を生む原因になつておるのではないかと云うふうに思ひわけですけれども、その点はいかがお考えでございますか。

○政府委員(豊島格君) ガス事業者の保安の責任につきましては、先生御指摘のように、一応一義的には元栓までがガス事業者で、それ以降は消費者となつておるのは事実でございます。ただ、その元栓以降につきましては、全面的に消費者の責任といひますか、それだけにゆだねておいたのではやはり問題があるといふことで、この法律でも規定しておりますように、ガスの消費者の使用の方法について、あるいはさらにその実態について調査を義務づけ、あるいは安全の周知徹底を図るといふことではないかと云うわけでございます。十分かどうかといふ点につきましては、もちろんわれわれとしては十分それをするようにといふ指導をしておりますし、今後ともそのような方向で進めていきたいと思ひます。

なお、ガス事業者としましては、一たん事故が起りますと、それにつきましてはやはりいろいろと責任を——法律的だけでなく社会的な責任も問われるわけでございますので、その点につきましてはガス事業者自身もその意識でやつておるものとわれわれは了解しております。

○安武洋子君 都市ガスの場合は、先ほどおつしやいましたように、屋内の元栓までがガス工作物としてガス事業者が責任を持つといふことになつておるわけなんです、たとえば東京瓦斯の「一般ガス供給規程」ですね、私ここに持つてまいりましたけれども、ここの中の実は「保安」といふ項目でございます。ここで「供給施設の保安責任」といふ項がございます。これは「当社は、法令の定めるところにより、供給施設について保

安の責任を負います。ただし、使用者が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。」というふうになつてございます。

そこで伺いたいしますけれども、前段で「保安の責任を負います。」と、こう言いつつ、後段で「当社の責に帰すべき事由以外」は賠償責任を負わないと、こういうことでは、原因不明で起きるといふ配管ガス漏れとか、そういうふうなことで、どこに原因があるのかわからないという事故もたくさんあるわけなんです。こういう事故が発生した場合に、賠償はしなくてもよいというふうにも読みかえることができるわけですか。こういうふうにも読めると思うんですが、これは私はおかしいと思うんです。ガス事業者の保安責任から見ても、このようなことでよいのかどうかということをお伺いいたします。

○政府委員(豊島格君) ただいま先生の御指摘になりました供給規程の中の本文は、保安の責任を負うたつておりますが、ただし書きにつきましても、実際そのガスの元栓までの供給施設がほかのガス事業者以外の何らかの原因によつて、たとえば何か道路工事をしてた人がやり方が悪かったとか、あるいはそのほかいろいろあるうかと思ひますが、そういうことによつて起きたんで、ガス事業者の責任を追及できないような場合については負わないという、いわゆる賠償責任の問題を言つておるわけでございます。

そこで第二に、先生の御指摘になりました原因不明のものその他ということがございますが、この場合におきましては、ガス事業者の責任でないということをもし事故が起きたときに証明しなくちゃ、筆証責任はガス事業者にあるわけでございますから、原因がよくわからぬということでは、ガス事業者はその責任を免れられないことになつております。したがつて、そうじゃないということとをガス事業者は証明する必要があるわけでございますから、いかにげんに処理されるということはないと思ひます。

○安武洋子君 ガス事故が一たび起こりますと、いわゆる第三者被害というものが起こり得るということがございます。事故原因が製造の欠陥とか、あるいは配管工事のミスなどによるものは事業者責任賠償保険によつて被害が賠償されることになつております。使用者のミスが原因の場合にはこのような制度がないことが現在の問題になつておりますけれども、これは先ほどの御答弁の中で、鋭意検討中であるというふうなお答えがございました。しかし、零細なLP業者ですら、私にこに持つてきておられますけれども、液化石油ガス事故の第三者被害救済事業運営規程というものを持つております。ですから、第三者被害救済事業として一人当たり最高百万円の救済見舞い金を出すというふうになつておるわけですか。ところが、都市ガスというこの事業者は本当に大手でございます。それがまだできていないということにも、私はこういう企業の姿勢があるんじゃないやなからうか、保安に対する姿勢がこれで問われるんじゃないやなからうかというふうにも思ふわけですが、この点いかがお考えでございますか。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のように、一といひますか、ガス事業者の責任がある場合、あるいはその他よくわからない場合というのにつきましても、すでに制度的に整備されておるわけですから、第三の点につきましても、おっしゃるやうにLPよりよくおられておるというのが実態でございます。まして、このようなことでないかというところと、なるべく早くやるようにということとをかねがね言つておられますし、今回の法律提出に当たりましても重ねてそのように強く要望し、指導しておるところでございます。その結果、遠からず実現するものとわれわれは信じております。

○安武洋子君 いろいろ伺ひいたしましたけれども、やはり私はガス事業者の保安姿勢にいま一つ問題があるのではないかとこのように思ふわけですか。ですから、今後も通産省の指導を強めていただかなければならないと思ひます。さらに、通産省もガス保安の主管官庁でございます。

データも不十分であるというふうなことも御指摘申し上げましたけれども、主管官庁としての私は自覚を高めて、先ほどの私の指摘も含めて、ガス事故に対する対応を強化してくださるよう強く要望いたしますが、最後に大臣の御所見を伺つて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は、私も重要な問題だと思ひます。ただ、先ほど答えておりましたように、事業者が保安に責任を持つこと、これはもう事業者である以上当然でありまして、やはり消費者側もこれは自主的に責任を持つてもらいませんと、結果としては近所にまで迷惑をかけたり、また被害を大きくするということもあるわけでありまして、事業者に対する御要望等についてはよく承りましたので、今後の問題として十分検討させていただきます。

○小柳勇君 理事会ではお願いしてなかつたんですが、特別に一回だけ、大臣に。

ガス爆発事故がたくさん起こつていまして、この前LPガスの改正によりまして設備士の制度ができたんですが、五十六年の十月からこの制度は生きてくるわけですね。きょう論議しているこの監督制度も法律的に生きているのは二年半先からです。したがつて、もうちょっと、いま安武委員の発言にも関連してきますけど、ガス爆発事故は消費者ももちろんと勉強しなきゃなりません。が、もう少し事業者に対して緊急的な処置が必要ではないかと思ふわけですか。昨年七月三日に成立しましたLPガスの改正法によりまして、LPガス配管工事者としての資格を設備士に与える。これが五十四年度から講習を開始する。それで十三万か十四万程度に予想しておられるようだけれども、なぜ昨年の七月に法律が通つたのに今日まで講習をしていないのかという、同様にこの監督制度というものの、屋上屋を重ねていくわけですが、この液化ガスの設備士で、それがまず一つ。それから、工事する、その監督者がある、それからこの法律の十二条では罰則規定になりました、その上になお法人も責任があると書いてあ

る。言うならば、工事者、それから監督者、それから法人ということですか。監督者についてこれから二年半余裕を見て、その間に講習をしましうという趣旨のようですね。でも、もつとスピードを上げて、このLPガスの昨年改正されたのをやれば、もう昨年からの講習を開始して一年ぐらいで設備士制度というものが生きて、その上に足りませんから、今度は監督制度ですと出てくるのが筋でしょう。二年半も、このLPガス改正も二年半、今度の監督制度も二年半余裕を置いて講習やりましよう、その間一体何でやるかという、前の旧法三十七条ですね。旧法の三十七条に設備する者は云々と書いてあります、これが責任です。したがつて、こつちの方のLPガスの設備士が五十六年の十月から本当に責任持つ、それまでの間、いまから約二年ばかりの間は旧法の三十七条で責任が問われる。たとえば、爆発が起こつて刑事責任を問われるときには旧法の三十七条で責任を問われると思うんですよ。それから、ぼつぼつ五十六年の十月から設備士が今度責任を持つようになりましよう、そして今度、いまの改正でこの監督者が責任持つようになりましよう、同時に会社、法人が責任持つようになりましよう。どうもガス事故がこれだけ起こつておりますにかかわらず、行政指導の体制というものが非常に緩慢ではないか、それはもちろん、事業者も忙しいうから講習会受けるのも大変でしょうけれども、二日間程度の講習ですから、もつと早く、しかも厳しくして、いま安武君言われたように行政的にもつとスピードアップしていかなければ、いまのガス普及に追いつかないんじゃないでしょうか。いかがでしょうかね。

○国務大臣(江崎真澄君) これは工事に關する監督義務を課せられることになる特定工事事業者、推定八万七千と、こう言つております。この業者の数が多いいことでこの期間を決めたものというふうには私承知いたしておるわけでありまして、御指摘の点は非常に重要な意味を含んでおります。どうしてそういうふうな積算したのか、そ

のあたりについては事務局から詳しくお答えさせていただきます。

○政府委員(原田稔君) まず昨年の法律でできた液化石油ガス設備士の関係でございますが、先生もおっしゃっていますとおり、これは消費者保安という点からいきましたら、もうともかくなるべく早く、一日も早く講習を行い、試験を行う、そういう体制を整えることは必要でございます。したがって、私も、実は、昨年に法律が通りまして関係業界あるいは県がいろんな意味でかわってくるものでございますから、各都道府県の担当の者あるいは担当部長等ともよく相談しまして鋭意進めてまいりてきておるわけでございますが、目下の予定を申し上げますと、まず、講習は本年の七月ぐらいから入るといふような状況になっております。それから、試験の方は本年の秋ぐらいにも早く実施するということと、なるべく早くこの講習あるいは試験の実施によりまして設備士の方々を早く、何と申しますか、つくり上げて、この設備士の方々が実際上こういう工事を実施する場合にはこういう方々が行うと、そういう体制をとるという、これは通達で厳重に指導してまいりたいというふうに考えております。

○小柳勇君 それじゃ答弁にならない。このLPガス法の昨年成立しましたやつは、五十六年十月以降でしょう。だから、設備士ができました。たとえ事故が起ころうと刑事責任を問われないです。実は法律はないんだもの。そうでしょう。だから、県も忙しいこともわかります。ただ、昨年七月通った法律を、ことしの七月から講習を始めまして秋に試験ですというところは余りにもガス爆発に対する危険、これだけの大きな問題を、余り緩慢ではないかと思うんですけれども、何か、さっき政府委員が手を挙げておられたが、何かあなたの考えがあったら述べてください。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘の点、ごもっともでございます。われわれとしてもできるだけ早くこの法律を、監督者制度を実施したいわけ

でございますが、いずれにいたしましても、われわれ計算いたしますと、十万人以上の人を講習でやらなくちゃいけないということもございまして、しかも受講者の立場を考えますと、そう急速にはなかなかできないということで、二年六カ月というのはいささかという点からやむを得なかつたんじゃないかと思っております。ただ、それはそれといたしまして、できるだけ講習を早めることはもちろんでございますが、講習を受けて資格を取得する人がだんだん出てくるわけでございますから、特定工事事業者に対しては、その人を使つてやれというように指導して、できたものから実地法律の趣旨に沿つたようにやれるように努力していきたい、こういうふうに思っております。

○小柳勇君 まだそれでも答弁にならない。うちの大森委員が質問しておりますから大綱はあれですけれども、通産省に緊迫感がないよ。全然緊迫感がないわ。いままでみんな質問しておられるのを聞いておつたけれども、こちらで爆発事故をなくしようと思つて一生懸命質問しているけれども、どうも通産省はのんきに構えて、それではこの設備士法がまだ五十六年十月まで実施されないの、追つかけてなぜこの監督法出すの、今度の国会で。答弁にならないよ、そういうことでは。設備士法は通りましたけれども、まだこれできませんから監督法を出しますというならば、この施行も二年六カ月なんかないで、半年ぐらいでやりなすとなぜ出さない。緊迫感がないです。これだけの事故を直接担当しなきゃならぬ通産省がどうもマンマンデエ過ぎます。言うならば、こつちの方はまだ五十六年十月です。しかも、それはちゃんと法案に入っております。設備士法の四条には、液化石油ガス設備士であると書いてあります。これは五十六年十月からしかいきませんよ。そうでしょう。そうして、その上に監督法でしょう、これ。そうしてまた法人も責任持ちます、罰則規定でしょう。いいですよ、それは何でもたくさん責任を持たせるのはいいけれども、

それだけに責任が薄くなりますよ。本当はいまは三十七条のこれだけでやっていると。工事者が、工事責任者が責任を持つてやっていると。それだけではいかぬからということで去年改正して、また今度改正しているわけだ。それだけも緊急性をどこかに出さなければ、必要があつたらそのLPガスの改正法をすぐでも出しますぐらいのことを考えなければ、これだけ時間をかけてやりましても無意味ですよ、それは。

○政府委員(豊島格君) 先生おっしゃるとおり、われわれとしても、ガスについてできるだけ早く保安について万全を期したいという気持ちには変わりがありません。いま先生の言ひましたように、なるべく早くやれということにつきましても私も同意見でございます。したがって、講習はできるだけ早くやつて、できるだけ資格者を早くつくつて、それでその人たちに工事を監督させるということ、実態としてはそのようにしたいと思つておりますが、しかし、法律上の義務として義務づけるところまでいきませんと、そこは、やや混乱いたしますが、受講者の立場、既存の人たちの立場もございまして、その点につきましても義務というところまで早くするということがございまして、これまでも何回も議論したのでございまして、そこはやむを得ないのではないかと、実態としては、できるだけ資格者を早くつくつて、その人たちにやらせたいと思つておましては、御指摘のとおりだと思います。

なお、若干説明を加えさせていただきますと、先ほど来のLPGの設備士につきましては、これは、この給排気設備をやるだけじゃなくて、たしかガスの配管の工事もいたす資格を持つておるわけでございます。この法律では、その中で共通のものについて規制するということで、配管、LPガスの設備士そのものとイコールのものではないという点、これは先生十分おわかりになつてお

つしゃつておられることであると思ひますが、そのようなものであるということをつけ加えさせていただきます。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、聞いております。私、小柳さんのおっしゃる意味、よくわかるんです。そこで、そうかといつて、いま、これ十万人の試験を義務づける――義務づけるというところに答弁者側の配慮もあるようですね。したがって、こういうようなことはいかがでしょう。現在の法律でも、安全確保というものは厳重にやはり義務づけられております。これがなおざりにはされないまでも、ああいう事故が続出しておるといふことにかんがみて義務化するわけですね。したがって、わが通産省としては、現在も安全確保義務というものがあつたに、現在も安全確保義務とすると同時に、一方、この義務化についても、なるべく早くこの資格を取得するように行政指導を進めていくということ、ひとつ決着づけたいかがなものでしょう。

○小柳勇君 これは、私の言うことはおわかりのようですから、理事会で諮つてもらひましょう。この施行期日のところを二年六カ月などというのは納得できない。それから、六カ月を超えない範囲、これはやむを得ぬでしょう。県だつて通産省がやいやい言へば一年ぐらいでできますよ。講習できないことはない。だから、たとえば、この間の、これはよその省ですけれども、軽自動車車の車検などは、施行しましたら六カ月でちゃんとやっていますもの、事故のないように。それは、やっぱり省の、通産省の構えよ。だから、後は、私は意見を言ひましたから、理事会でお諮りをいただきます。そのままだは納得できないです。理事会で諮つてもらひます。

午後二時五分休会

午後二時八分開会

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○柿沢弘治君 それでは私が聞きをしたいと思つていたポイントについて、すでに午前の質疑でもいろいろ出ておりますので、二十分ほどをめぐに質問をさせていただきます。

最初に、本法案直接ではございませんけれども、大都市における防災対策に関連して、都市のガスの保安対策がどうなっているかという点をお聞きしたいと思います。

特に、東京、東海地方、大地震によるガスの災害というものが懸念をされるわけですが、そうした場合に地震によるガス災害対策としてどのような措置を全体として講じているか。特に、ガスの場合にはガス漏れが火災につながる。まず、そのガスの炎が火災につながる。それからガス漏れが爆発事故につながる。それから大きな災害の原因になると思われるわけですが、その点についての防災対策をお聞きしたいと思います。

○政府委員(天谷直弘君) 地震によるガス災害の防止を図るために、ガス事業者に対してはLNGタンク、ガスホルダー等のガス工作物につきまして構造、材料等の耐震基準を遵守し、設計製作を行わせますとともに、緊急遮断装置、消火設備の設置等の義務づけを行っているところでございます。

また、二次災害の拡大を防止するため、ガス事業者に対しては震度五以上の地震が発生いたしました場合には、製造所の出口等必要なところでガスを遮断いたしましたして、ガス漏洩等の状況を認めるように指導をいたしております。さらに、ガスの漏洩が続く場合には、状況に応じて遮断されたガスを放射塔より安全に放射させる等の措置を講ずることによりまして、二次的な災害の拡大

を防止することといたしております。

なお、通産省におきましては、先般発生した宮城県沖地震における地震被害の分析から得られましたところのいろいろな知見をもとにいたしまして、資源エネルギー庁長官の諮問機関であるところのガス事業大都市対策調査会地震対策専門委員会、この場所におきまして耐震基準の見直し、早期復旧対策の確立等いろいろ御検討いただいております。

○柿沢弘治君 私も大地震対策ということで、いろいろ勉強させていただいているわけですが、いま長官からお話がありました一つの中に、放散塔といいますが、放散塔という話がございました。

つまり、配管の中にあるガスをいざというときには放散をさせる、それによって被害を未然に防ぐというわけです。その放散塔の設置場所等を見ますと、芝の市街地の真ん中あたり、足立の住宅地の真ん中あたり、かなり危険なところに設置をされている。そういう点で、それがまた二次災害につながる。爆発の原因になったりしないだろうかという点で、こうした東京のような過密都市の場合には非常に心配になるわけですが、その点について絶対に大丈夫だという保証があるのでしょうか。

○政府委員(豊島格君) ただいま御質問のございました放散塔については、一応そこら出たガスがどの程度のところへ着地するかということと設計上その他十分考慮いたしまして、それによって二次災害が起らないような配慮がなされております。

○柿沢弘治君 そうおっしゃいますけれども、近隣の住民にしてみれば、頭の上から十メートルかそこらの煙突で、私は予想したよりも低いと思つたんですけれども、ガスが一分間に何立米という形で噴き出してくる。それは頭の上からガスが降ってくるような恐怖感を与えるんじゃないだろうかという点で、もう少し設置場所、それからさらに設置基準を高めるとか、そういう方法は考えら

れないでしょうか。

○政府委員(豊島格君) 確かに、そこから出てくるのは、頭の上から落ちてくるというのは、気分的に非常に問題があるかと思いますが、ガスを抜く場所ということから言いますと、やはり、余りどこでもいけるわけにはいかないわけでございます。まして、ガスを抜かないことによる災害ということを防ぐ、何と申しますか、改善の策でございます。そういう意味から申しまして、場所の選定その他についてもおのずから限界があるんじゃないかと思ひます。

なお、いまのところこの程度で大丈夫であるというところでございますが、その内容等につきましては今後とも検討してまいりたいと思ひます。

○柿沢弘治君 これは頭の上からガスが降ってくる話なんです。足元からガスがわいてくる方の話もあるわけですね。これは最近、東京都内でも共同溝が大部分できております。たとえば、青山の共同溝をもぐってみますと、ガスの配管がある。その近くに電線があり、電気が入っている。電気ももしもちょっとスパークでもしたら、このガス漏れの共同溝自体が一つの爆弾になりかねないという危険を感じるわけです。特に、青山通りの下はずっと共同溝ですが、あれは避難路として非常に大事な避難路になっている。そういう点で、共同溝の工事そのものに心配がないだろうかということを感じるわけですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) 共同溝につきましては、ガス工作物の技術基準ということで十分規制をいたしておりますし、さらに、漏れた場合についての換気設備等も義務づけております。また、ガス事業者が指導いたしましたして、ガス漏洩を中央から監視できる、そういうシステムも講じさせております。

なお、電気との関係について申しますと、電気、ガスその他につきましては、あと通信がございますが、それににつきましてはそれぞれブロックで隔離しております。直接そういうものが被害

を及ぼさないというふうに規制いたしております。

○柿沢弘治君 全体として共同溝の部分は宙づりになっていきますからいいんですけれども、共同溝から普通の地面へ入るところ、このところはダイレクトにブスッ入っている。そこで振動が来た場合に割れるおそれがあるんじゃないかというのが一つの懸念でございます。

それから、そこからガスが漏れてきたときに、その放散の設備もあると言いましたけれども、実は、見てみますと、地下鉄の排気口と同じように、歩道のすぐわきに穴があいている。これは今度は歩いている人のところへ下からガスがわつとわき上がつてくる、それに発火の危険がないかどうかという点から見ても、もう少しその点で安全対策を考えた共同溝の設置工事というものがあつていいんじゃないだろうかというふうに思うわけですが、その二点、どうでしょうか。

○政府委員(豊島格君) いま先生の御指摘の点、非常に大事な点だと思いますが、いずれにいたしましても、ガスが漏れたときには、それを十分探知して遮断する制度といえますか、システムに一応なっておりますので、それで十分かというお話があるかと思いますが、できる範囲内において最大限のことをやっております。

○柿沢弘治君 できる範囲内ということでなく、都市生活の安全性を高める、これはこの間私も予算委員会でも質問しましたように、ある意味では、日本の場合には地下に仮想敵がいる。それが一たび攻めたらそれこそ被害の想定で東京で数万人、多い被害想定では二百万人ぐらいの人が死ぬ。これは第二次世界大戦で日本が失った人命に匹敵するわけでございます。その点で単発的な防災対策というものは違つた重要性があるという点をぜひ御認識をいただいて、今後も十分その監督責任というのを果たしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は全く私も大切な問題だと思います。時に、半恒久的な施設

ですから、それに手抜きがあつてはなりません。したがつて十分、今後とも行政的にも監視を厳重にいたしまして、万遺漏なきを期するように、努力をいたします。

○柿沢弘治君　それから、もう一つ心配なのは、最近しばしば起こっておりますマンションでのガス爆発なんですから、それからいろいろ類推をして考えまして、たとえば、超高層ビル等でガスの配管がどうなっているかというのを調べてみますと、内部配管を全面的に許している。ところが、フランス等では高層ビルについては内部の配管は危ない、つまり内部の密閉した部分にガスが充満をして爆発を起こすおそれがあるということで、外部配管を義務づけているような法律もあるようですけれども、その辺は建築基準法等との関係もあるのかもしれませんが、もう少しガスが内部に充満するようなことを防ぐための配管工事の規制というものを考えられないだろうか。外部配管、もしくは何かガス漏洩が起こったときに、そのガスが外部へ確実に放散されるような仕組みの配管制度というものを義務づけるということはできないんでしょうか。

○政府委員(豊島格君) ただいま先生御指摘のマンションにおけるガス爆発が、最近非常に多いわけでございますが、それは、いずれにしても配管からのガス漏れということが原因になったものではなく、むしろ使用者のミスというのが大部分だと思います。ただ、高層ビル内での配管につきましては、ビルと同等以上の耐震設計をするようガス事業者を指導しておりますので、現在のところ、ガスの事故の実態から見て、特に問題があるというふうには思わないわけでございます。ただ、先生御指摘になりましたように、ガスの配管を外へ出すというようなことも確かに一つの方法でございますが、フランスあたりではそういうことを義務づけておるようなぐあいでございますので、われわれとしても、この問題につきましては引き続き検討してまいりたいと思います。

○柿沢弘治君 この問題で最後の質問になります
が、結局、日本のように、地震とかそうした災害

が、その他の各国の大都市に比べて多いような都市の場合に、果たして都市のこういう民生用の熱源といえますか、エネルギー源をガスにどこまで依存できるだろうかという問題が基本的にあるんじゃないでしょうか。つまり、各家庭が末端の非常に小さな単位で裸の火を使っているということ

が、どれだけ地震の際、災害の際の都市としての脆弱性といえますか、を強めているか、それはある意味では身ぶるいする思いだと思ふんです。特に、最近暖房用ではクリーンヒーターが大変普及をしてきておりますけれども、これはいま夜寝るときもほとんどとめてない、とめない家庭がだんだんふえていくわけですね。そうすると、地震が来たらすぐ元栓を、こう言いますけれども、寝ぼけ眼でクリーンヒーターの栓をとめてくれる人がいるだろうか、これはもう非常に惨たんな状況になるんじゃないだろうかという気がするわけです。そういう意味では、通産省の進めておられるムーンスライト計画とか集中冷房エネルギー供給というものを、この際思い切つて進めていく必要がある、そのためのシステムの開発なり技術の開発なりを、やっぱり都市の安全対策、人命対策という意味からも積極的に進めていただく必要があると思ひますが、その点についてエネルギー庁長官どういってお考えでございますか。

○政府委員(天谷直弘君) 先生御指摘のように、安全という観点から見ますと、全部電気エネルギーに切りかえるということが確かに合理的であらうというふうに存じます。しかしながら、やはり都市ガスにつきましては非常にすぐれた燃焼性があるわけですし、コストの面からいきますと、電気に切りかえた場合にはこれは大変なコスト増になつてしまふわけでございます。なお、省エネルギーという面から申しますと、一次エネルギーを電気にかえります場合には、どうしてもエネルギーロスが起こつてくるわけでございますので、確かに安全性という見地あるいは非常にリファインされたエネルギーという見地から見ますならば、電気エネルギーが一番いいわけでございます。

けれども、そこに至りますまでのコストの問題とか長年の習慣の問題とかいうことを考えますと、これを仮に行うにしても漸進的に行っていくということ、特にこれを強制するということは非常にむずかしい問題ではなからうかというふう
に思います。

○柿沢弘治君　どうも日本は、この問題だけではなくて、安全保障というものを金を使うという感覚が全くありません。全くというか非常に少ない。ですから、すぐにコストアップだとおっしゃいますけれども、イギリスのロンドンだって公害対策という意味で石炭の使用を禁止した。エネルギーコストとしては上がったとしてもそれを耐えていく。公害対策というものは、それもいろんな意味で公害病を出しますけれども、直接に人命にかかわるといいう、ダイレクトに人命にかかわるといふ問題ではない。しかし、都市火災というものは、東京の場合には全く大量の殺人につながるという意味で、これに対して住民がコストを払っていくという感覚がなければいけないんじゃないだろうか、そうでなければガスの炎の上でダンスを踊っているという東京都になってしまおうということだと思いますので、その点はもう一つお考えをいただきたい。

それから、電気エネルギーにかえるというだけでなくて、何とか、たとえば油でタービンを回す、それによつて給湯設備をする、そうすれば家庭で使っているガスのほとんどは、お風呂を沸かすことと瞬間湯沸かし器と、そういうお湯を使うということにあるわけですから、それから暖房です。それがもし温湯なり給湯という形で供給されるのであれば、家庭の中でのガス消費量というのは猛烈に少ない、減ると思うんです。あと光は電気でもいいわけですからね。そうなれば、やっぱりそういう集中冷暖房装置というものが何とかして開発されなければいけない。これもお金のかかる話だと思ひますけれども、そうした形で都市のつくり直しをしていかなければ、われわれは命を東京都に預けるわけにいかない。私たちだけじ

やなくて、このままでいったらわれわれの子供の世代も孫の世代も改革の可能性がないわけですから、思い切った方向転換をどこかでしていかなければいけないんじゃないだろうかと、そう思っているわけでございます。ただ、これは少しずつ暫学の進みみたいになつてしまいますから、この辺でやめますけれども。

最後は、残された時間でこの法律の条文をちょっと伺いたいと思いますが、この設置工事の監督資格者による監督を義務づけるということになるわけですけれども、この監督の資格者が受ける講習というものは、先ほどのお話ですと二日間程度、十五時間程度ということで、受講すればいいということになっているわけですね。聞く必要はないわけですね、居眠りしていても。

○政府委員(豊島格君) 講習を受けることで資格を与えることになっていますが、一応講習をちゃんと聞いていたかどうか、受けていたかどうかと、いうことを確かめるいわゆる修了テストは行うことにしたいしておりますので、全く居眠りしているということではやはり資格は得られないということにしたいと思っております。

○柿沢弘治君　そうすると、修了テストはやるわけでございますか。

○政府委員（豊島格君） はい。

○柿沢弘治君 そうすると、何点以上は合格とか不合格というのが出てくるわけですね。

○政府委員（豊島格君） この制度は一応講習によつて資格を与えるということで、いわゆる試験制

度ではございませんが、やはり講習をちゃんと受けていたということを示すに足るだけのテストは行います。したがって、何点にするかというのはこれからのことです。が、講習を十分受けていたということがわかる程度の試験はやるということに御了解いただきたいと思っています。

○柿沢弘治君　その辺は甘くしてもいいじゃないかという議論もあるかもしれないけれども、これだけの法律をつくりて、しかも許認可事務をふやして、これは大平内閣のおとしやる簡素な政府

というのに逆行して、許可事項をふやすことになるわけですが、それである以上、やっぱり実効性のあるものでなければいけません。ただ形だけ講習をやりました、資格を与えましたが、それで行政が足りるとして、後で事件が起こった、まあそのとき処分を考えるのでは、ガス事故はなくならないと思えますので、最低限の能力を持つていてというだけはテストをしていただきたいと思うわけです。

それから、もしも資格者がさまざまな事故とかトラブルを起こした場合、資格を喪失するという規定が見当たらないわけですが、そうすると、どんなことをやっても未来永劫といえますか、講習さえ受けていれば続くわけですか。

○政府委員(豊島格君) 先生御指摘のように、確かに法律上は資格喪失ないし剝奪の規定はございませんが、これはほかの電気工事士その他のように、非常に試験制度による、しかも一つの業として監督という制度を置いたわけではございません。たゞ、法律上はやむを得なかったかと思えます。ただ、実際問題としていたしましては、そういう監督者を雇う特定工事業者といいますが、事業者が、そういう者は、問題を起すような者は雇わないという事で、内部規律といいますが、そういう面の規制で事実上そういう不良なといいますが、資格のない実質的に不良な監督者がいつまでも仕事を監督するということのないようになると思えますし、そのように指導したいと思っております。

○柿沢弘治君 どうも政府が与える資格として、全く失格要件というのがないというののもちよつと甘いような感じがするんですね。ほかのたとえば犯罪を犯した者でも資格だけはつと持てる。それから、どこかで事故を起こしてもその会社が処分をするだろうと。しかし、その会社はやめて隣の会社へ、私資格持っていますと行ったら、知らずに雇っちゃうわけですね。それは何にも履歴に傷がつかない。つまり、自動車の免許証で言っても、何か事故を起こしましたという傷が記載され

るわけでも何でもない。そんなものが通産省認定資格士ですと書いて横行したときの最後にしりを持ち込まれるのは通産省ですよ。ここへきてまたどこか——どこかじゃないですけれども、たとえば新自由クラブが、こういうことで事故を起こしたじゃないか、通産省何やっていいると、こういう質問をすることになると思うんですけれども、責任を負えますか。

○政府委員(豊島格君) 工事業者といましては、この資格を有する者に仕事を監督させるといふは、工事自身の、法律に基づきまして一定の技術基準に従った仕事を監督がございまして、それが十分行われぬ場合には工事業者自身が罰せられるという規定がガス事業法及び液化石油ガス法の方でございまして、そういう観点からいたしまして工事業者自身はそういう特定の、そういう問題のあるような監督者を雇うということはみづからを困らせるものといえますか、みづから損害を受けるものになるわけではございますから、そのようなことはしないであろうと、このように思っています。

なお、この法律によりまして仕事をした場合に、その工事業者の名前以外に監督者の名前等を表示することが義務づけられておまして、問題のあるような監督者につきましては事故の発生たびにチェックする手段がございまして、そのような手段を通じて、実際上問題のないようにしていきたいと、このように考えております。

○柿沢弘治君 そうすると、事故を起こした資格者なり監督資格者なりは通産局なり県なりに報告をされて、情報としては少なくとも収集をされるということになるんでしょうか。

○政府委員(豊島格君) この法律案の七条で報告徴収権がございまして、そういうものは報告をとるというふうな考え、報告をとることにはしたいと思っております。

○柿沢弘治君 それは事前に、事故を起こした場合に、報告をしないといふ形で事前の通達を出しておくわけですね。つまり、個別の報告徴収ではないんですね、この第七条というの。

ガス機器なんですね。ですから、いまお話しした事情は私も聞いておましてまことにものともだと思ひますので、今後の行政指導の面で十分配意する、よく注意を喚起してまいりたいと思っております。

○委員長(福岡日出磨君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認めます。

について適切な措置を講ずべきである。

一、本法の対象となる事業者等は、広汎かつ多数にのぼることにかんがみ、本法の適切な運用を図るため、これらの者に本法制定の趣旨及び内容を十分周知徹底するとともに、これらの者が円滑にガス消費機器設置工事監督者の資格を取得し得るよう配慮すること。

二、ガス消費機器設置工事監督者制度等の重要性にかんがみ、その速やかな発足を図るため、必要な対策を整備するよう努めること。

三、既設のガス消費機器に対する調査等の一層の徹底を図ることにより、不適切な機器の改善を促進するとともに、一般消費者のガスの安全使用に関する啓蒙活動の強化、安全なガス機器、ガス漏れ警報器等、事故を未然に防止する機器の研究開発の推進及び普及の促進に努めること。

四、最近におけるガス事故による第三者被害の実情にかんがみ、被害者の救済措置の充実に図る必要があるため、その具体的措置について早急に検討し、実施に努めること。

以上であります。この決議案は本委員会における審議の経過を踏まえて作成したものであります。したがって、その趣旨については改めて説明するまでもないと思料しますので省略させていただきます。何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(福岡日出磨君) ただいま大森昭君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(福岡日出磨君) 全会一致と認めます。よって、大森昭君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、江崎通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを

許します。江崎通商産業大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、ガス消費機器の設置工事の保安の確保等、万遺憾なきを期してまいる所存であります。

○委員長(福岡日出磨君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思料しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(福岡日出磨君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。江崎通商産業大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

繊維工業につきましては、現行繊維工業構造改善臨時措置法に基づきまして、昭和四十九年度から、繊維工業の知識集約化を目指して、新商品または新技術の開発等に関する構造改善事業を実施してまいりました。しかしながら、この間のわが国の繊維工業をめぐる内外環境は、当初の予想を上回るまことに厳しいものとなりました。すなわち、国内におきましては、石油危機後の景気の著しい冷え込みにより、繊維製品の内需が大幅に減少し、長期にわたり停滞を見せました。また、対外的には、発展途上諸国における繊維工業の発展により、わが国の繊維工業は、輸出市場において次第に後退を余儀なくされるとともに、わが国市場におきましても、厳しい競争関係に置かれてまいりました。これに加えて、一昨年来円相場が急激かつ大幅に高騰いたしました。この面からわが国の繊維工業の国際競争力は、大きな影

響を受けたのであります。

このような繊維工業をめぐる厳しい内外環境の中で、本法律に基づき進められてきた構造改善事業は、必ずしも順調な進捗を見せられておらず、本年度末をもって当初の目的を達成したとすることは困難な状況となっております。これらの状況を踏まえ、繊維工業審議会及び産業構造審議会におきまして、今後の構造改善のあり方について慎重な審議を重ねられ、昨年十一月、今後の繊維工業をめぐる厳しい内外環境から見て、わが国繊維工業は、製品の一層の高付加価値化、差別化を図っていく必要があるが、繊維事業者の自主的努力のみをもってこのような対応を早急に進めていくことは困難であると考えられること、関係業界においても、懸案の過剰設備の処理が進み、これから知識集約化を目指した構造改善に取り組みべき段階にきていること等の理由から、構造改善期間を五年間延長するとともに、構造改善の一層の促進を図るべき旨の答申を得た次第であります。

政府といたしましては、この答申に沿って政策を進めるため、本法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、この法律が廃止されるものとされる期限につきましては、従来、本年六月三十日までとなっていたものを、昭和五十九年六月三十日まで五年間延長することといたします。

第二は、構造改善事業制度に関するものであります。現行制度では、構造改善事業計画を単独で作成することができる特定組合は、異なる種類の事業をあわせて行うものに限られておりましたが、今回、新たに、異なる種類の事業をあわせて行う特定組合以外のものでも、通商産業省令で定める一定の要件に該当するものは、構造改善事業計画の作成主体として認めようとするものであります。また、これとあわせて、構造改善事業計画の対象となる繊維工業の範囲を拡大することとしたしております。

第三は、衣服関連の人材育成に関するものであります。繊維工業構造改善事業協会に人材育成基金を設置する旨の規定を置くとともに、同協会の新たな業務として、衣服に関する新商品の開発、需要の開拓等に必要の人材の育成事業に対する助成金の交付等の業務を追加することとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出磨君) 次に、補足説明を聴取いたします。栗原生活産業局長。

○政府委員(栗原昭平君) 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

まず第一は、この法律が廃止するものとされる期限を五年間延長することについてであります。わが国繊維工業は、厳しい内外情勢の中で、知識集約化を目指した構造改善を早急に推進することが要請されておりますが、このような対応を、大部分が中小零細企業である繊維事業者の自主的努力のみをもって早急に進めていくことは困難であると考えられること、関係業界においても、懸案の過剰設備の処理が進み、これから前向きな構造改善に取り組みべき段階にきていること等から、構造改善期間を五年間延長し、繊維事業者の自主的努力を補完し、構造改善を促進するための措置を引き続き講じていくこととしたしております。

第二は、構造改善事業制度に関するものについてであります。現行制度におきましては、構造改善事業計画を作成し、通商産業大臣の承認を受けることができ

る者は、いわゆる異業種連携グループに限られておりますが、今後、構造改善事業の広範かつ円滑な推進を図っていくため、現行のいわゆる異業種連携グループのほかにも、たとえば、産元、親機を含むグループ等構造改善事業を実施するにふさ

わしいグループと認められるものにつきましては、構造改善事業計画の作成主体となり得るようすることとしたしております。また、これとあわせて繊維工業の範囲を拡大し、原材料その他の物品を提供して行く繊維製品の製造または加工の委託の事業を加えることとし、産元、製造卸等が行うこれらの事業を、構造改善事業計画の対象とすることとしたしております。

第三は、衣服関連の人材育成に関するものについてであります。

衣服関連産業の振興という観点から、その共通の基盤である人材の育成を図るため、繊維工業構造改善事業協会の行う新たな業務として、衣服に関する新商品の開発、需要の開拓等に必要の技術及び知識を有する技術者等の養成及び研修の事業に對し、助成金を交付するとともに、このような人材育成事業の実施、人材育成事業を行う者に対する指導・助言等を行うことを加えることにいたしております。また、このため、同協会に政府からの出資金と民間からの出捐金をもって構成する人材育成基金を設置することとしたしております。

以上、この法律案の提案理由及び要旨につきまして、補足説明を申し上げました。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(福岡日出彦君) 本案に対する質疑は、後日行うことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後二時四十六分散会

二月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、中小業者の経営と生活の安定に関する請願(第五三八号)

一、近永アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願(第六〇九号)

一、肥後大津アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願(第六三二号)

一、出版物販制の廃止反對に関する請願(第六四〇号)

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願(第六四九号)(第六五四号)

第五三八号 昭和五十四年二月二日受理

中小業者の経営と生活の安定に関する請願

請願者 横浜市南区中村町四ノ二八四横浜南区母親連絡会内 鈴木紀代美外 六百四十四名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第六〇九号 昭和五十四年二月五日受理

近永アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四二愛媛県議会議長 篠原恒夫

紹介議員 青井 政美君

近永アルコール工場を現行体制のまま維持存続するよう強く要望する。

理由

愛媛県にある広見町近永アルコール工場は、昭和十六年創業以来、四十年近く南予で唯一の国営工場として地域経済の発展に大きく寄与してきた。

特に、糖みつ原料によるアルコール製造の副産物として生産される濃縮液は、有機質肥料として活用され、更にミカンジュースの廃液を原料とするアルコール製造について愛媛県青果連と共同研究を進めるなど、地域の産業振興に積極的な協力を得ているところである。しかるに、昭和五十三年六月十九日、公共企業体等基本問題会議は、政府に對しアルコール専売事業の経営について、民営化の方向を答申しているところであるが、今日の厳しい経済情勢の下で、本答申どおり民営移管が実現されれば、過去の歴史が示すように当工場の衰微はもとより、約九十名の職員とその家族の生活にも深刻な影響を及ぼすことは必至である。また、ミカンジュース廃液利用によるアルコール製

造の研究も中止のやむなきに至ることも考えられ、ミカン県愛媛にとつて誠に遺憾な事態を生ずる恐れがある。

第六三二号 昭和五十四年二月六日受理

肥後大津アルコール工場の現行体制維持存続に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県議會議長 今村来

紹介議員 細川 護照君

昭和十二年創設以来四十有余年、大津町唯一の国営工場として、地域社会経済の発展に大きく寄与してきた肥後大津アルコール工場を、現行体制のまま維持存続されたい。

理由

昭和五十三年六月十九日、公共企業体等基本問題会議は、政府に對し、アルコール専売事業の経営形態について、民営化の方向を答申している。アルコール専売事業による国営工場は、昭和十二年、液体燃料の自給と、農村経済の振興を図るため、生甘しよの生産地に創設されたものであるが、現在では、工業用アルコールの飲用への転用防止と、低廉安定供給を目的として、製造、販売、取締りを一元的体制で運営することにより、毎年相当程度の益金を国庫に納入し、十分公共の目的を果たしつつ今日に至っている。熊本県の肥後大津アルコール工場は、現在の厳しい経済情勢のもとで、答申どおり民営化が実施された場合、大津町及び近隣地域の産業、経済に大打撃を与えることはもとより、ほとんどが地元出身者である八十二名の職員と、その家族の生活にも深刻な影響を及ぼすことは必至である。更に、当工場が初めて開発したミカンジュース廃液の利用によるアルコール製造、あるいは着々研究が進められている肥料化並びに古米を原料とするアルコール製造の研究も、中途で廃止または中止のやむなきに至ることも考えられ、農業県熊本にとつては、米利用資源あるいは古米等の活用という面からも誠に遺憾な事態を生ずる恐れがある。

第六四〇号 昭和五十四年二月六日受理

出版物販制の廃止反對に関する請願

請願者 三重県上野市東町二、九六〇三重県書店組合内 磯田正外十名

紹介議員 斎藤 十朗君

最近公正取引委員会委員長から、独禁法第二十四条の二、第四項によつて認められている著作物の再販制を全国的に、あるいは部分的に廃止する意向が表明されているが、出版物の再販制を廃止することには絶対反對である。

理由

一、現在の日本の出版流通機構は、諸外国に比べ、極めて簡素化され、これによつて約三十パーセントというきん少の流通コストによつて賄われている。全国津々浦々にちゆう密に配置された書店網によつて出版物が読者便利に提供されている。これはすべて再販制度を前提として成り立っており、かくして定価付けも諸外国より格別に安く決められている。再販が廃止されれば、この体制は崩壊する。

二、出版物は、一般消費財とは性格を異にする文化的素質を有し、その品質の保持と全国均一販売価格の維持は、国家の文教政策に重要なかわりをもつており、単なる経済的効率のみを問題にする公正取引委員会の主張は理解し難い。

三、再販制が廃止されると、大量生産の出版物が競争上ますます有利となり、少量生産の出版物が市場から疎外される。このことは言論・出版・表現の自由にもかかわることであり、読者の知る権利が失われる。

四、再販制が廃止されると、出版物の表示価格はその権威を失い、割引競争が行われるが、それは見せかけ表示の高価格を基準としてのものであり、読者は、結局高いものを買わされることになる。また、各書店の売価は一定せず、又は価格表示のない出版物も出現し、読者の購入心理に不安を与える。

五、再販が廃止されると、全国均一価格は崩れ、運賃分が加算された地方定価が生まれる。かくして、地方読者は不利益を被り、地域文化の衰退を来す結果を生む。

六、再販制が廃止されると、現在の非価格競争から価格競争へと競争は変質し、とりもなおさず資本力の競争となり、文化普及を担う全国の中小出版社、中小書店の経営を著しく圧迫して、営業の存続を危くし、ひいては読者の購入の利便を失わせ、出版文化の普及を妨げる。

第六四九号 昭和五十四年二月七日受理

水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 京都市左京区田中上玄京町二三ノ

二 新宮孝外六名

紹介議員 戸叶 武君

一、水素エネルギーを実用化することは人類全体の利益であり、世界が総がかりで取り組まねばならない最急務であるから、我が国は率先してこれを実現するため努力しなければならない。その第一段階として、これに要する十分な資金を出資して、国内の研究機関を充実すること。

二、水素エネルギーの重要性について、世界的に世論を喚起するため積極的に広報機関等を活用して周知啓蒙に努めること。

理由

石油及び原子力（核分裂）はエネルギーを生ずると同時に公害を生じており、これらの公害エネルギーにかわる新エネルギー（無公害かつ無尽蔵のもの）としては、公害の心配はるかに少ないといわれる太陽、海洋を利用するエネルギー、水素エネルギー、核融合エネルギー等があるが、その中で電力用及び燃料用としては水素エネルギーが最も有望であり、他のエネルギーとの協調性に富んでいると考える。資源及びエネルギーは人類共有の財産であり、石油資源の保存とエネルギー危機を解決するためには、核融合と水素エネルギーを早急に実用化しなければならない。また、

水素エネルギーは、人類究極のエネルギーといわれるものでその燃料である水素エネルギーは海水から得られるので資源は無尽蔵であり、かつ無公害といわれている。なおまた、各国の現状からすれば水素エネルギーを実用化するためには、十年余を要すると考えられているが、水素エネルギーの実用化は緊急事であるから、最短期間内に、これを実現しなければならない。そのためには前記二項について次のようにすることが肝要であると考えられる。(1)我が国は国連大学の誘致に極めて熱心であったが、それ以上の熱意をもつて、人類の福祉増進のため、水素エネルギー研究機関の充実に努めるべきである。(2)我が国は水素エネルギーの重要性を提唱し、国際協力を国際分業の推進について国際的にイニシアチブをとるべきである。

第六五四号 昭和五十四年二月七日受理

水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 大阪府吹田市千里山東四ノ三八ノ

一三 真野三郎

紹介議員 有田 一寿君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

二月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願（第七〇〇号）

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願（第七二三号）

第七〇〇号 昭和五十四年二月十三日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市泉町二ノ二二三

川又銀蔵外十名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第七二三号 昭和五十四年二月十四日受理

水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 大阪市港区八幡屋二ノ一五ノ三

岡本珍樹

紹介議員 糸山英太郎君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

三月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願（第七八九号）

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願（第八〇九号）（第八一〇号）（第八一一号）（第八一二号）（第八一三号）（第八三八号）

第七八九号 昭和五十四年二月十九日受理

水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 愛媛県松山市居相町三一 宇都

宮周策

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

第八〇九号 昭和五十四年二月二十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨本町二六 富田

耕助外十名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第八一〇号 昭和五十四年二月二十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 滋賀県大津市膳所二ノ九ノ一一

久保泰一郎外十名

紹介議員 河本嘉久蔵君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第八一一号 昭和五十四年二月二十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市本通一丁目油屋書店

内吉竹宇策外十名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第八一三号 昭和五十四年二月二十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願（五十通）

請願者 東京都港区赤坂五ノ一ノ三 西家

忠雄外五百六名

紹介議員 最上 進君

第八三八号 昭和五十四年二月二十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 佐賀県鳥栖市本町二ノ六〇 山口

詔外九名

紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、水素エネルギーの実用化促進に関する請願（第九一二号）

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願（第九一二号）

第九一二号 昭和五十四年二月二十七日受理

水素エネルギーの実用化促進に関する請願

請願者 静岡県浜松市泉一ノ二二ノ一四

楠本修女

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

第九一二号 昭和五十四年二月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市泉一ノ二二ノ一四

楠本修女

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

第九一二号 昭和五十四年二月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市泉一ノ二二ノ一四

楠本修女

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第六四九号と同じである。

第九一二号 昭和五十四年二月二十七日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

第九一二号

請願者 福井市中央一ノ七福井県書店
組合内 郡谷豊外十名
紹介議員 山内一郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律案
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）と相まつて、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定ガス消費機器」とは、ガスバーナー付ふろがま、ガス瞬間湯沸器その他のガス事業法第四十条の二第二項に規定する消費機器又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第二条第五項に規定する消費設備に該当する機械又は器具（附属装置を含む。）で構造、使用状況等からみて設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるものであつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定工事」とは、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をいう。
（特定工事の監督）

第三条 特定工事の事業を行う者（以下「特定工事事業者」という。）は、特定工事を実施するときは、特定ガス法第三十八条の二の規定に適合することを確保するため、これを、通商産業省令で定めるところにより、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者に実地に監督させ、又はその資格を有する特定工事事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら特定工事を行う場合は、この限りでない。

（ガス消費機器設置工事監督者の資格等）
第四条 ガス消費機器設置工事監督者の資格は、次の各号のいずれかとする。

一 通商産業大臣又はその指定する者が通商産業省令で定めるところにより行う特定工事に必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者であること。

二 液化石油ガス設備士であること。

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していることにつき通商産業大臣の認定を受けた者であること。

2 前項第一号又は第三号に該当することによりガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者（以下「講習修了資格者等」という。）は、通商産業省令で定める期間ごとに、通商産業大臣又はその指定する者が通商産業省令で定めるところにより行う特定工事に係るガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。

3 講習修了資格者等は、前項の講習を受けなかったときは、ガス消費機器設置工事監督者の資格を失う。

4 講習修了資格者等のガス消費機器設置工事監督者の資格を証する書面（以下「資格証」という。）の様式及び交付、再交付その他の手続に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

5 第一項第一号若しくは第二項の講習若しくは資格証の再交付（通商産業大臣が行う講習又は再交付に限る。）又は第一項第三号の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。
（監督者の義務等）
第五条 第三条の規定により特定工事を実地に監督する者は、その監督の職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定工事に従事する者は、前項に規定する者が同項の監督の職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

3 第三条本文の規定により特定工事を実地に監督し、又は同条ただし書の規定により自ら特定工事を行う者は、その監督の職務を行い、又は自ら特定工事を行うときは、資格証（液化石油ガス設備士にあつては、液化石油ガス設備士免状）を携帯していなければならない。

（表示）
第六条 特定工事事業者は、特定工事を施行したときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定工事に係る特定ガス消費機器の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の通商産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。

（報告の徴収）
第七条 通商産業大臣は、特定工事に係るガスによる災害の発生防止のため必要があると認めるときは、特定工事事業者に対し、特定工事の施工に關し、報告をさせることができる。

（経過措置）
第八条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合において、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）を定めることができる。

（権限の委任）
第九条 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

（罰則）
第十条 第三条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第十三条 第六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十四条 第五条第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条、第四条第二項及び第三項、第五条並びに第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（ガス事業法の一部改正）
2 ガス事業法の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項中「以下」を「附属装置を含む。以下」に改める。
第四十条の五を第四十条の六とし、第四十条の四を第四十条の五とし、第四十条の三の次に次の一条を加える。

（基準適合義務）
第四十条の四 消費機器の設置又は変更の工事は、その消費機器が第四十条の二第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにならなければならない。

第五十八条に次の一号を加える。

五 第四十条の四の規定に違反した者

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十八条の四第三項第二号中「若しくは高圧ガス取締法又は」を「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(昭和五十四年法律第 号)若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加え、同条第四項中「若しくは高圧ガス取締法又は」を「高圧ガス取締法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくは」に改め、「命令」の下に「又はガス事業法第四十条の四」を加える。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、出版物再販制の廃止反対に関する請願(第一〇五九号)(第一〇九五号)(第一一六八号)(第一二二三号)(第一二二三号)

第一〇五九号 昭和五十四年三月二日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願(一通)
請願者 東京都大田区大森北一ノ二六ノ五
原田正蔵外二十一名

紹介議員 斎藤 栄三郎君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一〇九五号 昭和五十四年三月五日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 東京都新宿区歌舞伎町一ノ六ノ一
町田栄一外九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一一六八号 昭和五十四年三月六日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 京都市左京区浄土寺西田町七五

紹介議員 木村邦夫外十名
上田 稔君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二三号 昭和五十四年三月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 大阪府西成区津守一ノ二ノ二七
三軒繁夫外千二百三十名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第一二二三号 昭和五十四年三月八日受理
出版物再販制の廃止反対に関する請願
請願者 奈良県宇陀郡榛原町萩原二、四四
二橋原書房内 中尾晃外千五百九
名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

三月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十日)
一、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律

繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(加工を含む。)」を「又は加工(原材料その他の物品を提供して行う製造又は加工の委託を含む。)」に改める。

第四条第二項中「異なる種類の事業を併せて行う特定組合又は」を「特定組合又は異なる種類の事業を併せて行う」に、「事業相互」を「事業(特定組合にあつては、構成員たる繊維事業者が行う事業を含む。の相互)」に改める。

第二十四条第二項中「又は第四十二条の二第一項の振興基金」を「第四十二条の二第一項の振興基金又は第四十二条の三第一項の人材育成基金」に、「あてを」を「充てる」に改める。

第三十一条第二項中「二十五人」を「三十人」に改める。

第四十条第一項第二号中「あてを」を「充てる」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 衣服(繊維製品であるものに限る。)に関し新商品又は新技術の開発又は企業化、需要の開拓等に必要な技術及び知識を有する技術者、経営管理者等の養成及び研修の事業(以下「人材育成事業」という。)に必要な資金に充てるための助成金の交付、人材育成事業の実施、人材育成事業を行う者に対する指導及び助言並びに人材育成事業に関する調査研究及びその成果の普及

第四十条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第四十一条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第四十二条の二第一項中「同項第四号」を「同項第五号」に、「あてを」を「充てる」に、「第四号」を「第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(人材育成基金)
第四十二条の三 協会は、第四十条第一項第三号に規定する助成金の交付、人材育成事業の実施、指導及び助言並びに調査研究及びその成果の普及並びにこれらに附帯する業務に関する人材育成基金を設け、第二十四条第二項の規定により人材育成基金に充てるべきものとして出資された金額と同号に掲げる業務に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 第四十二条第二項の規定は、前項の人材育成基金に準用する。

第四十三条中「第四十条第一項第三号」を「第四十条第一項第四号」に改める。
附則第二条中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。
附則第二条の二を削る。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十五条第七項中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十六年一月一日」に改める。

第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
一〇	三	経営情報	経営状態
二	一	行政措置という	行政措置という
三	二	上場期	上場時
三	一	申しわけござい	申しわけござい
三	一	申しわけござい	申しわけござい